

練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画（骨子案）

2016/03/22

目次

計画の基本的事項	1
1 計画の位置づけ	1
2 計画改定の背景・目的	1
3 計画期間	2
4 対象地域・対象廃棄物	2
5 区の概要	3
第1編 第4次一般廃棄物処理基本計画	11
第1章 基本理念・基本方針	11
1.1 基本理念	11
1.2 基本方針	12
第2章 第3次計画の進捗状況と計画改定に向けた課題	13
2.1 第3次計画の進捗状況	13
2.2 計画改定に向けた課題	14
第3章 計画目標と施策体系	18
3.1 数値目標・指標	18
3.2 資源・ごみの処理体制	19
第4章 計画の評価・点検方法	20
4.1 年度ごとの評価	20
4.2 計画改定時の評価	20
第5章 生活排水処理基本計画	21
5.1 生活排水処理の範囲および基本方針	21
5.2 生活雑排水およびし尿の処理	21

第2編	リサイクル推進計画（3R・適正処理計画）	22
第1章	リサイクル推進計画の枠組み	22
1.1	リサイクル推進計画とは	22
1.2	基本事項	22
1.3	施策体系の柱	22
1.4	施策体系図	22
第2章	ごみの発生抑制・再使用の促進	27
2.1	ごみの発生を抑制する活動	27
2.2	再使用・再生品の利用促進	27
第3章	多様な資源循環の推進	27
3.1	区民が進める資源回収の促進	27
3.2	事業者が進める資源回収の促進	28
3.3	区が進める資源回収の促進	28
第4章	適正処理システムの維持・改善	28
4.1	回収方法の改善と排出ルールの徹底	28
4.2	事業者の自己処理責任の徹底	29
4.3	ごみの収集運搬と適正処理、処分	29
第5章	情報発信および参画・協働体制の充実	29
5.1	普及啓発・環境教育の促進	29
5.2	区民・事業者活動の活性化	30
資料編		31
1	第3次計画の進捗評価関連資料	31
1.1	第3次計画の進捗状況	31
1.2	ごみの排出実態	36
1.3	区民・事業者の意識・行動	37
2	ごみ減量目標（詳細）	41
3	用語集	42

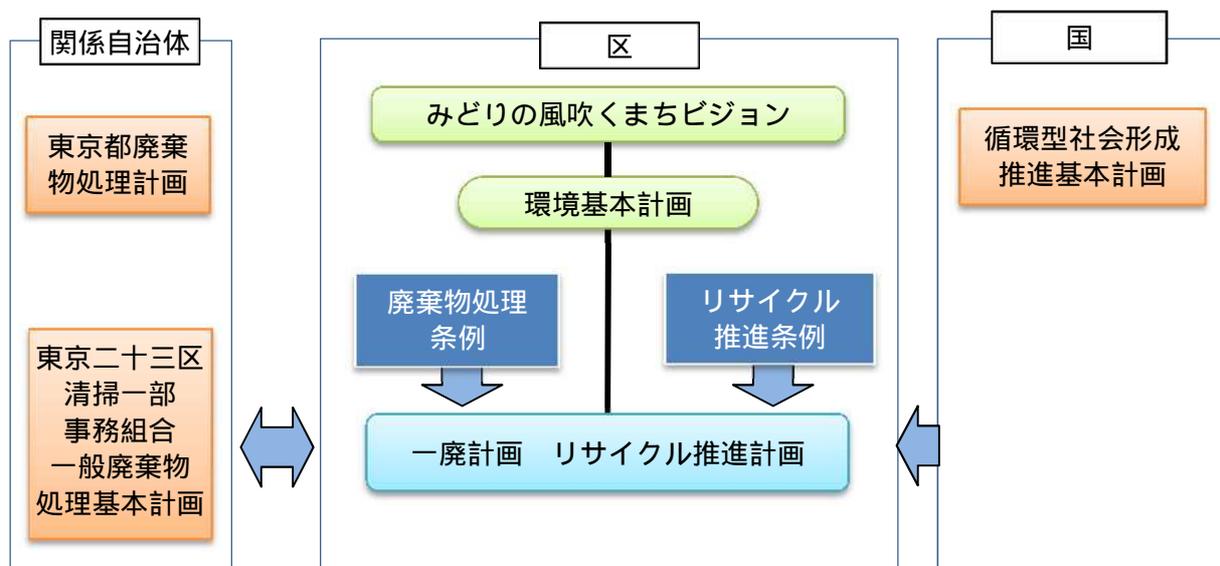
計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

練馬区一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条および練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例（以下「廃棄物処理条例」という。）第18条の規定に基づき策定されるものです。

一廃計画は、平成27年3月に策定された「みどりの風吹くまちビジョン」を上位計画とし、練馬区環境基本計画の個別計画に位置づけています。

また、国の循環型社会形成推進基本計画に従い、東京都廃棄物処理計画および東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）の一般廃棄物処理基本計画と整合させます。



2 計画改定の背景・目的

区は、平成12年度の東京都からの清掃事業移管に先立ち、平成11年度に練馬区リサイクル推進条例を制定し、資源分別回収をはじめとするリサイクルの推進に取り組んできました。

清掃事業移管後は、廃棄物処理条例および一廃計画に基づき、廃棄物の発生抑制やリサイクル、効率的な収集運搬体制の整備を進めています。

一廃計画は、平成23年3月に練馬区第3次一般廃棄物処理基本計画（以下「第3次計画」という。）として2度目の改定を行う際、一廃計画の行動計画として位置づけている「リサイクル推進計画」を一体化する計画としました。

一廃計画	計画期間中に目指す都市像およびごみ減量等の数値目標を定め、施策の展開方針を明らかにする。
リサイクル推進計画	一廃計画の行動計画として、個別取組項目を明らかにする。

第3次計画の改定から5年が経過し、第3次計画に掲げる施策の進捗状況を点検・評価するとともに、「新しい成熟都市・練馬」をめざす施策を展開するため、第4次一般廃棄物処理基本計画（以下「第4次計画」という。）を策定します。

3 計画期間

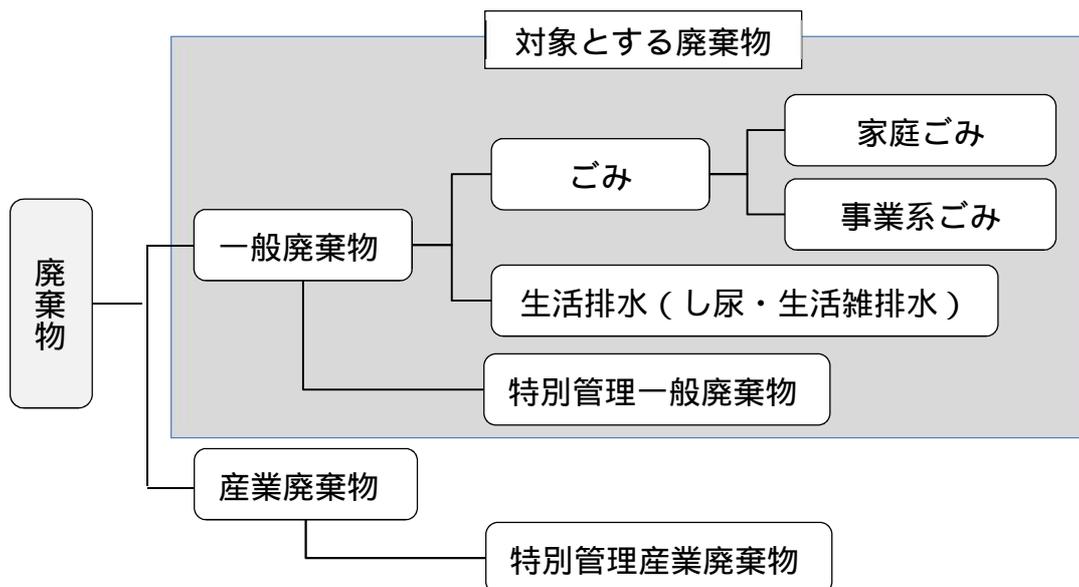
第4次計画の計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。



4 対象地域・対象廃棄物

本計画の対象地域は練馬区全域とします。

廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物または不要物であって、固形状または液状のものをいいます。なお、資源物も対象とします。



図表1 対象とする廃棄物

5 区の概要

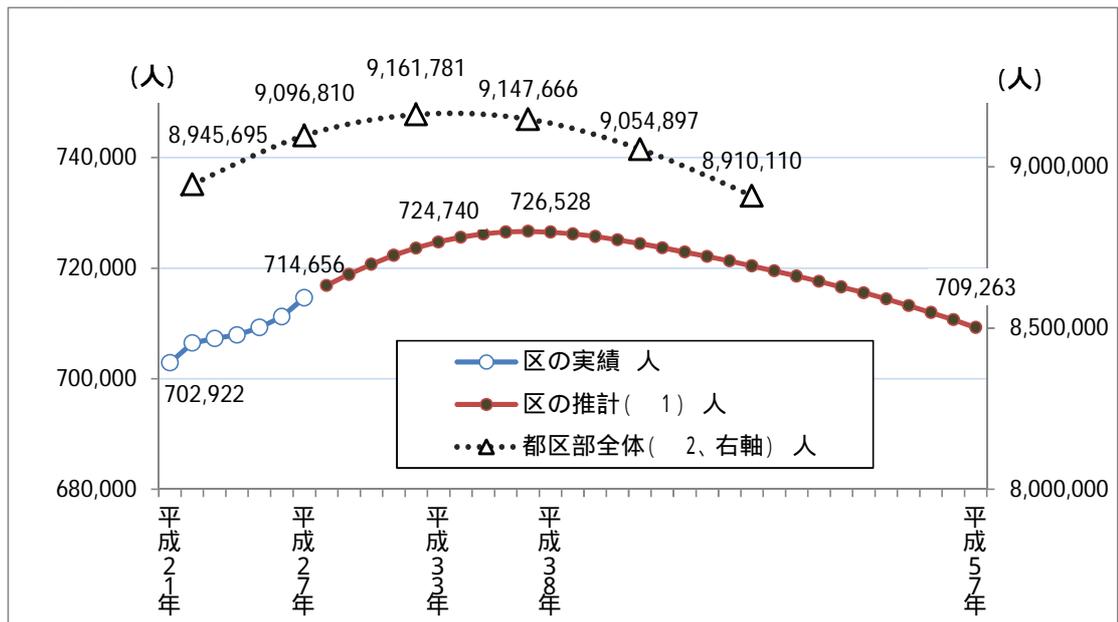
(1) 人口・世帯と事業所

人口・世帯

区の人口は増加傾向にあり、平成27年1月1日現在714,656人、350,732世帯です。将来人口推計によれば平成38年度までは人口増加が続き、その後は減少傾向に転ずると見込まれています。

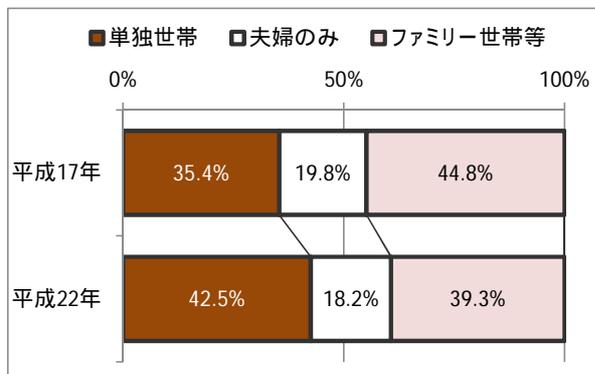
平成22年の国勢調査で単身世帯割合が大幅に増加しており、区内世帯の約60%が単身または2人世帯です。

区は宅地での住宅利用が高く、住宅都市としての特性を持っています。住居の建物形態では、戸建て住宅比率が徐々に低下し、共同住宅比率が上昇しています。



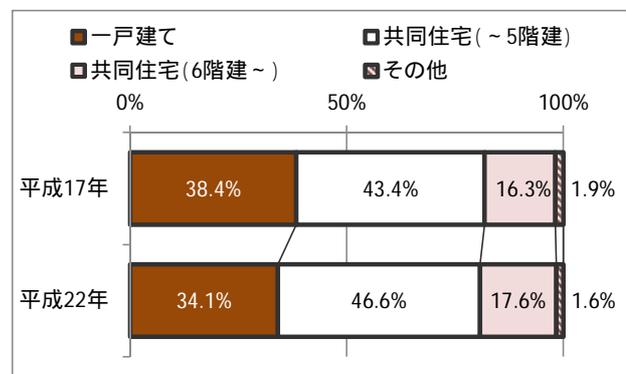
資料： 1 練馬区人口ビジョン
2 東京都総務局予測（平成24年3月）

図表2 各年1月1日現在人口の実績・将来推計



資料：国勢調査

図表3 世帯類型別の世帯割合の推移



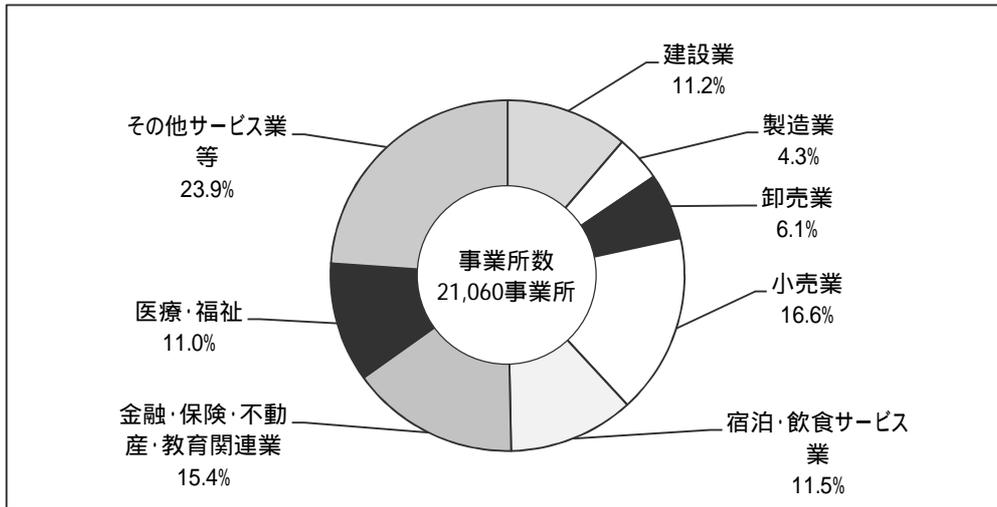
資料：国勢調査

図表4 住居形態別世帯割合の推移

事業所

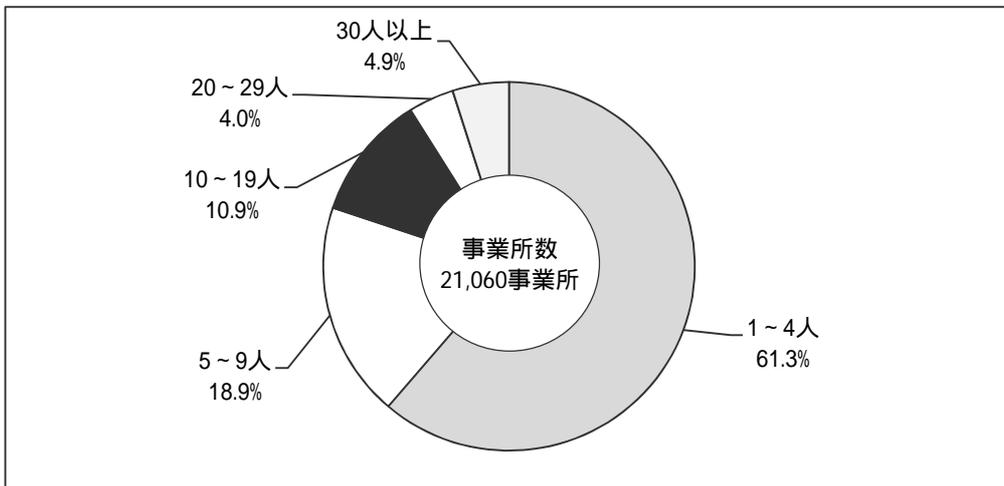
平成 26 年経済センサスでは、区内には 21,060 の事業所があり(公務を除く)半数以上が宿泊・飲食サービス業、金融・保険・不動産業、医療・福祉といったサービス業です。

従業者規模は 20 人未満で 95.1%を占めており、小規模事業所が多くなっています。



資料：総務省「平成 26 年経済センサス基礎調査」

図表 5 業種別事業所数



資料：総務省「平成 26 年経済センサス基礎調査」

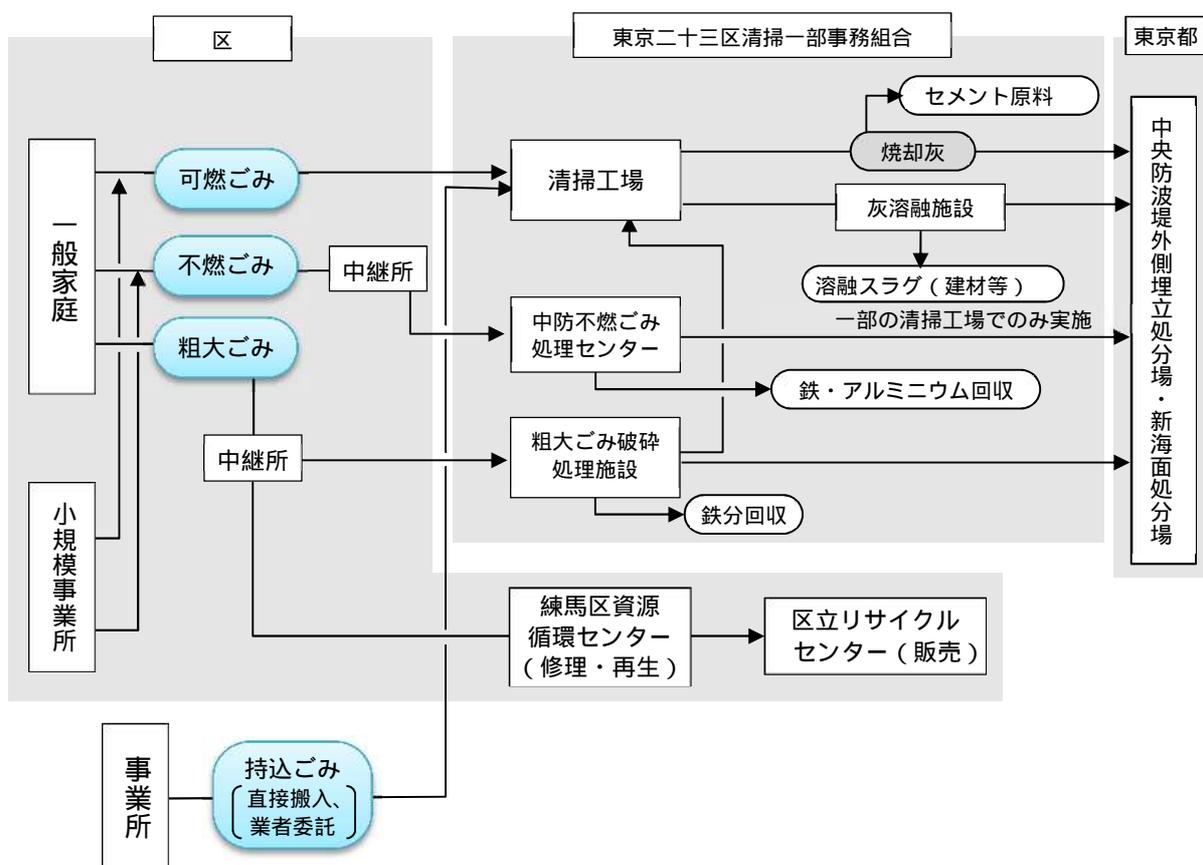
図表 6 従業者規模別事業所数

(2) 清掃・リサイクル事業

清掃・リサイクルシステムの概要

【ごみ】

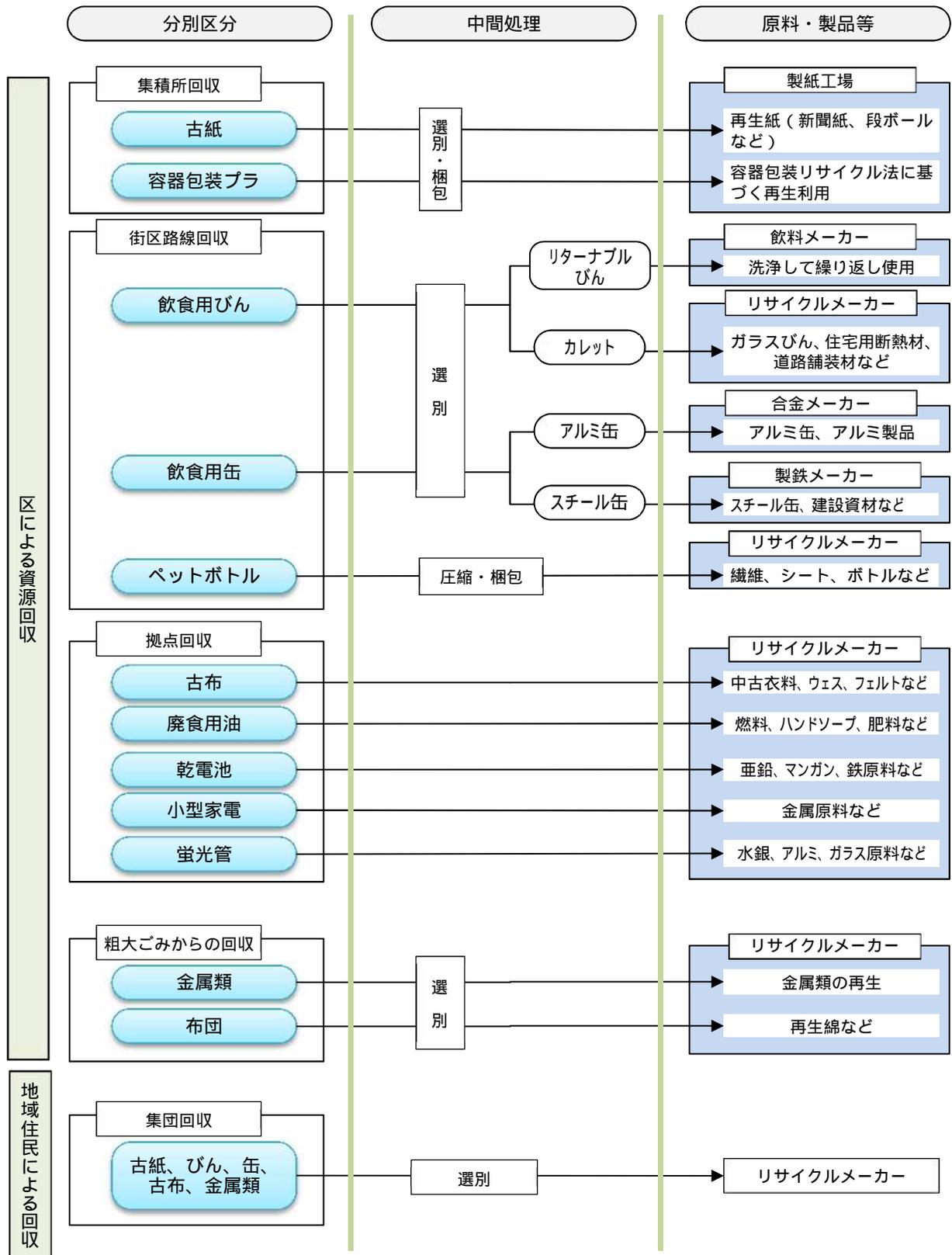
清掃事業は、平成 12 年度に年に東京都から 23 区に移されました。23 区は共同でごみの中間処理を効率的に行うことを目的に、清掃一組を設置しました。これにより、ごみの収集・運搬やリサイクル事業を各区が、中間処理（焼却や破碎など）を清掃一組が、そして最終処分（埋立）場の運営・管理を東京都がそれぞれ行っています。



図表 7 ごみの流れ

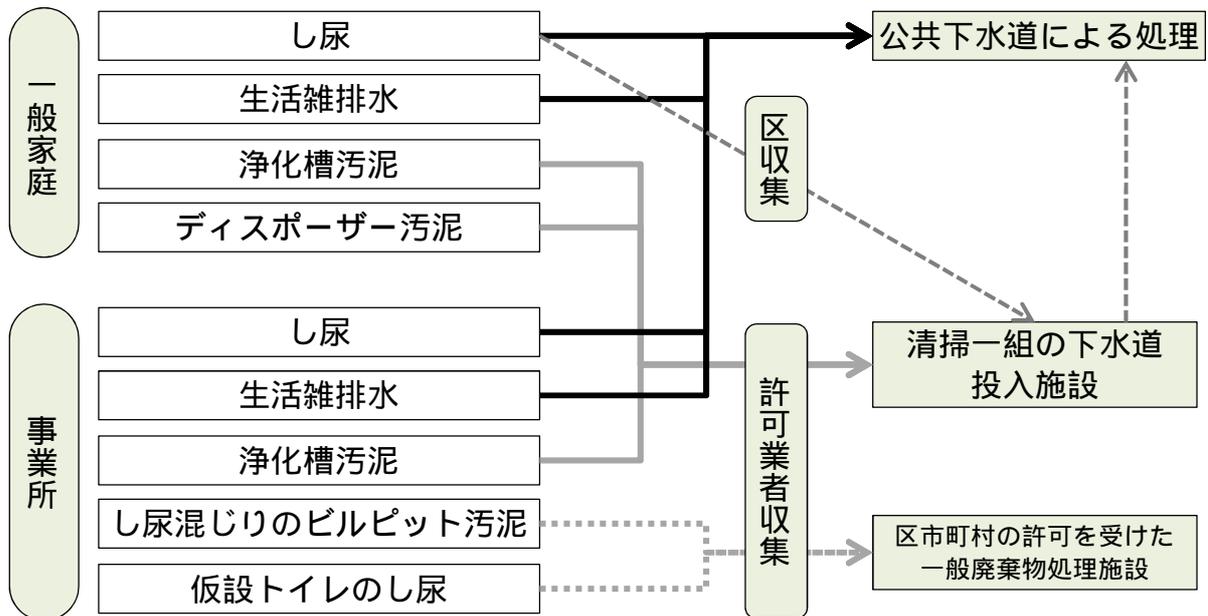
【資源】

集積所回収・街区路線回収・拠点回収、集団回収による資源回収を実施しています。



図表8 資源の流れ

【生活排水】

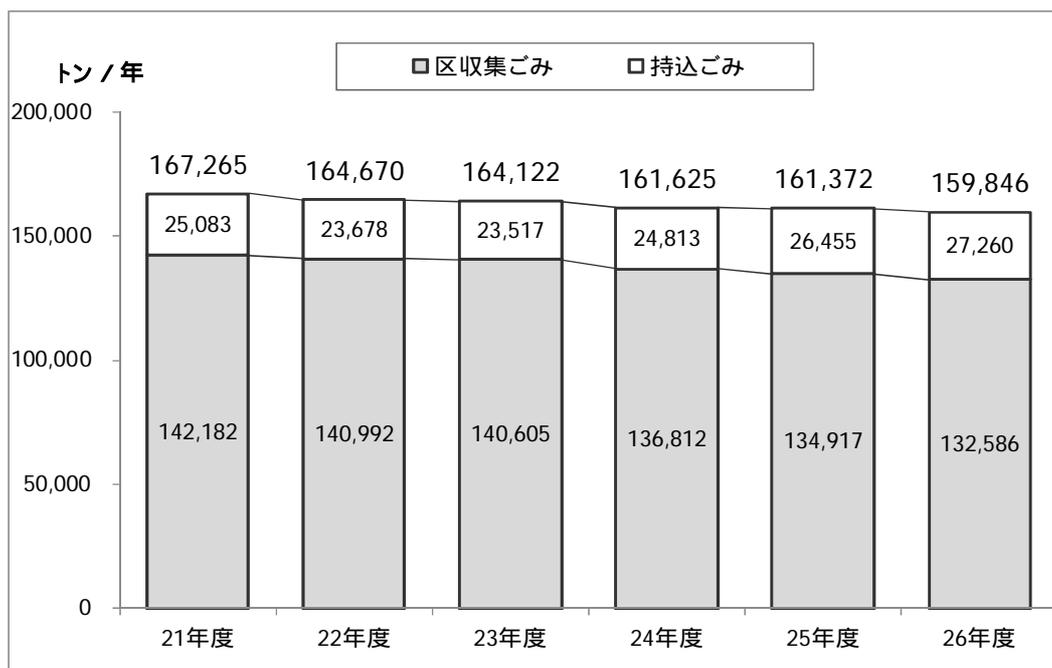


図表 9 生活排水処理の流れ

資源・ごみ、し尿収集実績

【ごみ量全体の推移】

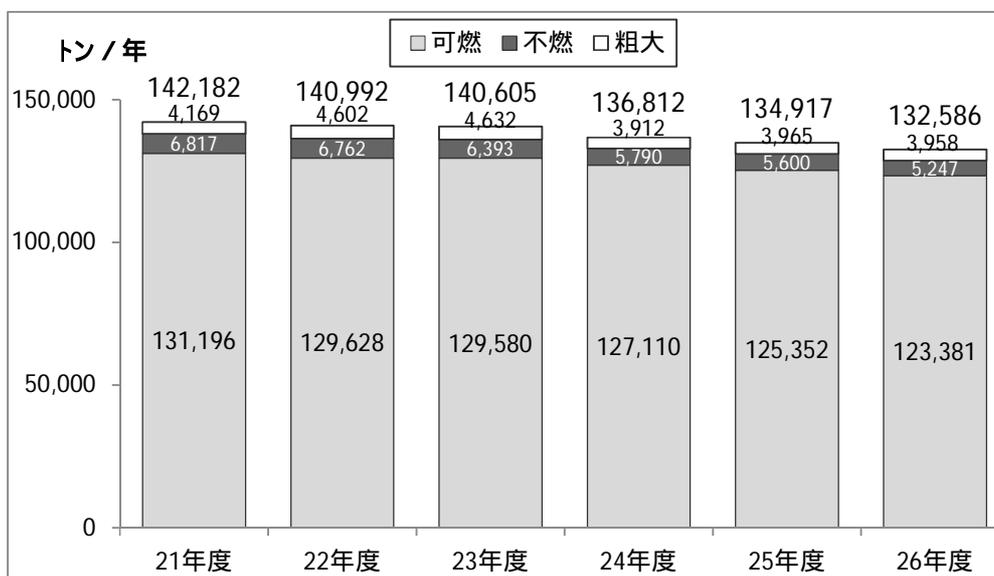
ごみ量全体(区収集ごみと事業系持込ごみの合計)は減少傾向にあります。持込ごみ量は平成 24 年度以降増加傾向です。



図表 10 ごみ量の推移

【区収集ごみ量の内訳】

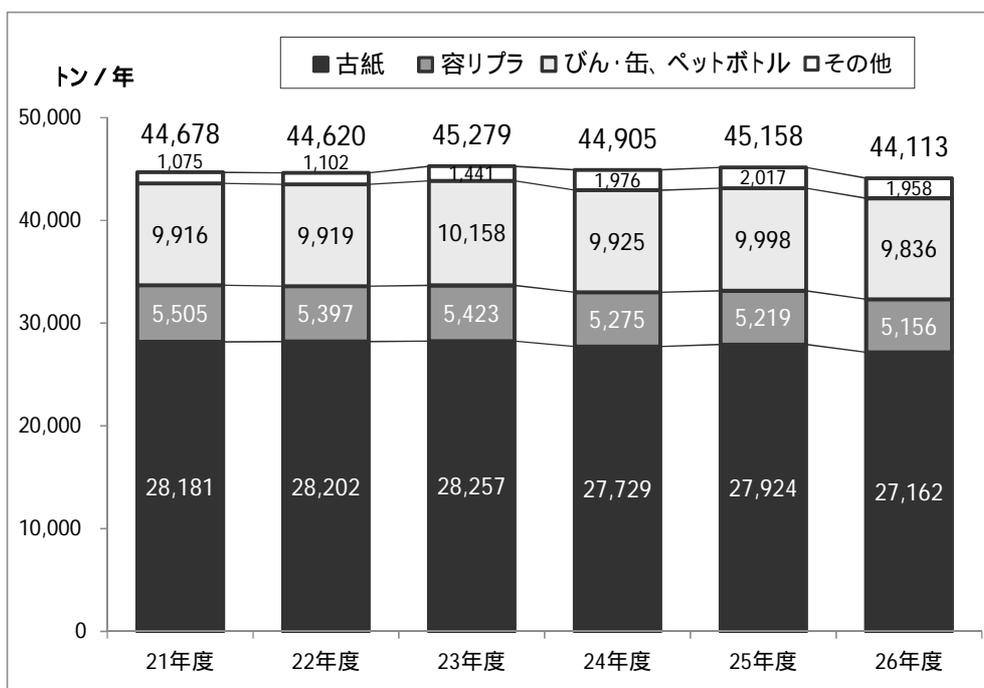
可燃ごみと不燃ごみは平成 21 年度以降、一貫して減少傾向にあります。粗大ごみは平成 24 年度以降、下げ止まりの傾向となっています。



図表 11 区収集ごみ量の推移

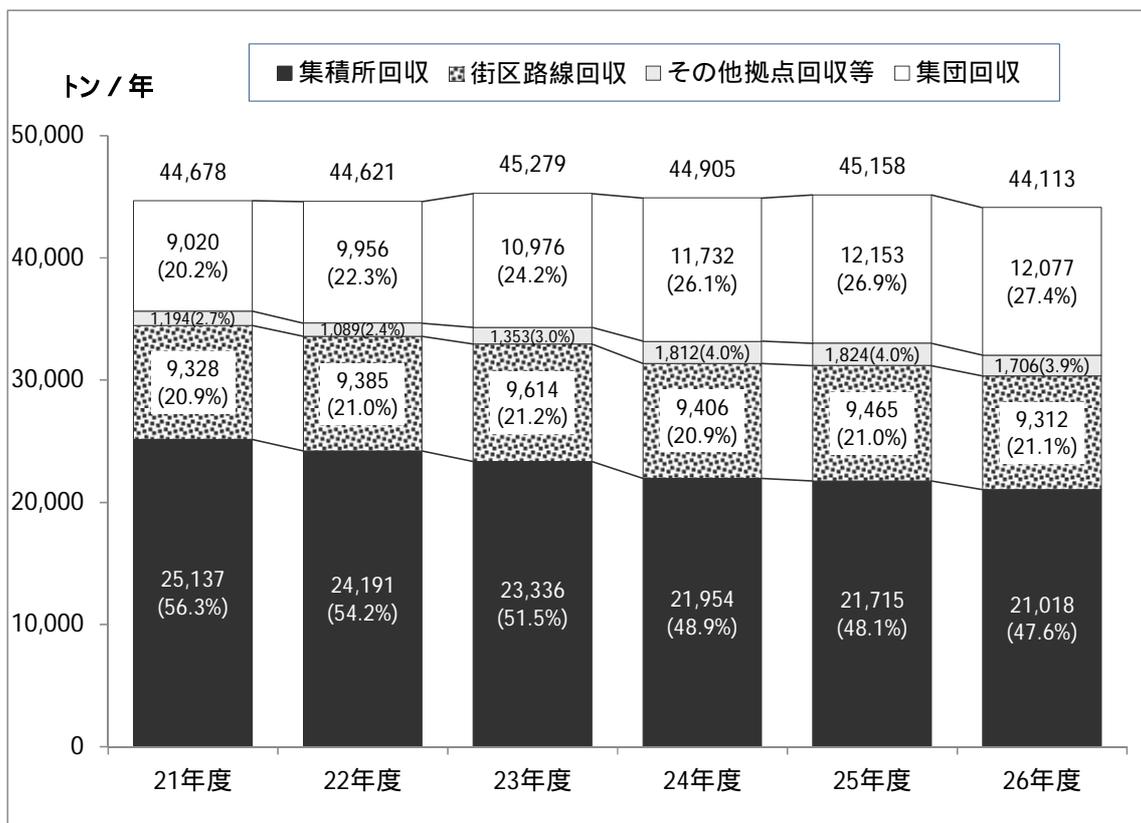
【資源量の推移】

資源量は平成 21 年度以降ほぼ横ばいで推移し、平成 26 年度はやや減少しました。



図表 12 品目別資源回収量の推移

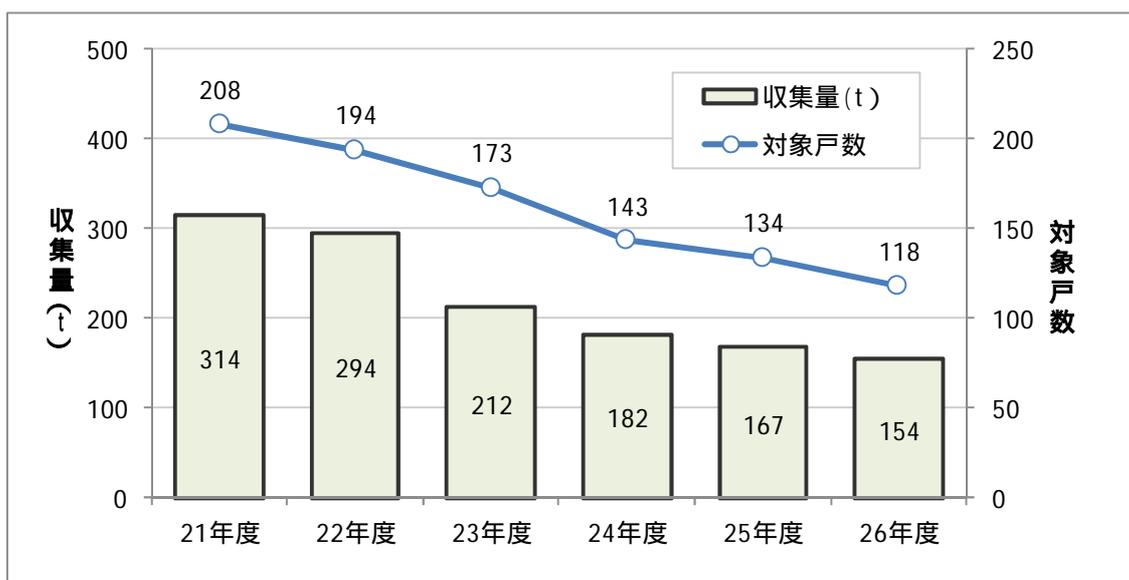
回収方法別では、集積所回収量の割合が徐々に低下し、代わって集団回収量の割合が上昇しています。



図表 13 回収方式別資源回収量の推移

【し尿収集量の推移】

対象戸数の減少に伴い、し尿収集量は年々減少しています。



図表 14 し尿収集量・対象戸数の推移

(3) 関連動向

国の動向

国は循環型社会形成推進基本法に基づき、「第三次循環型社会形成推進基本計画」を平成 25 年 5 月に閣議決定しました。「質にも着目した循環型社会の形成」を基本的方向とし、2 R の推進のための社会経済システムの構築や、使用済製品からの有用金属の回収等、高度なリサイクルの推進などが盛り込まれています。

東京都の動向

平成 28 年 3 月までに「東京都廃棄物処理基本計画」を改定するため、東京都廃棄物審議会に諮問し、平成 28 年 1 月に「東京都廃棄物処理計画の改定について」が答申されました。

答申では、2020 年東京オリンピック・パラリンピック、およびその後を見据え、2030 年に実現する姿として、ライフサイクル全体を視野に入れた「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」をめざしていくことが重要であるとしています。

清掃一組の動向

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の影響による災害対策や地球温暖化対策への意識の高まりなどの社会環境の変化を踏まえ、廃棄物処理施設の強靱化や最終処分場の延命化に向けた取組などを掲げた、「一般廃棄物処理基本計画」を平成 27 年 2 月に改定しました。

第1編 第4次一般廃棄物処理基本計画

第1章 基本理念・基本方針

1.1 基本理念

成熟したみどりあふれる循環型都市をめざします。

区は平成27年3月に地方版総合戦略「みどりの風吹くまちビジョン」を策定し、みどり豊かな住宅都市の実現や区の魅力を楽しめるまちづくりなど、「新しい成熟都市」をめざした取組を展開しています。

区の特性は、23区で最も高い緑被率、夜間人口が多い、年少人口や子育て世帯の比率が高い、長期居住者が増加している、といった点にあります。

ものを大事にする、資源を循環させるという生活習慣が根付き、1人ひとりの取組で生活の快適さや、みどりの豊かさなどに結びつく、住んでよかったと思える循環型のまちづくりをめざします。

【めざす循環型まちづくりのイメージ】

くらしにおける取組

無駄な包装が無いもの、すぐにごみにならないものを自然に選択している。
「もったいない」観点から食品ロスを出さない、ものを大事に使う、繰り返し使うといった生活スタイルが根付いている。
資源とごみを分別し、適正に排出している。

成熟したみどりあふれる
循環型都市 練馬

事業活動における取組

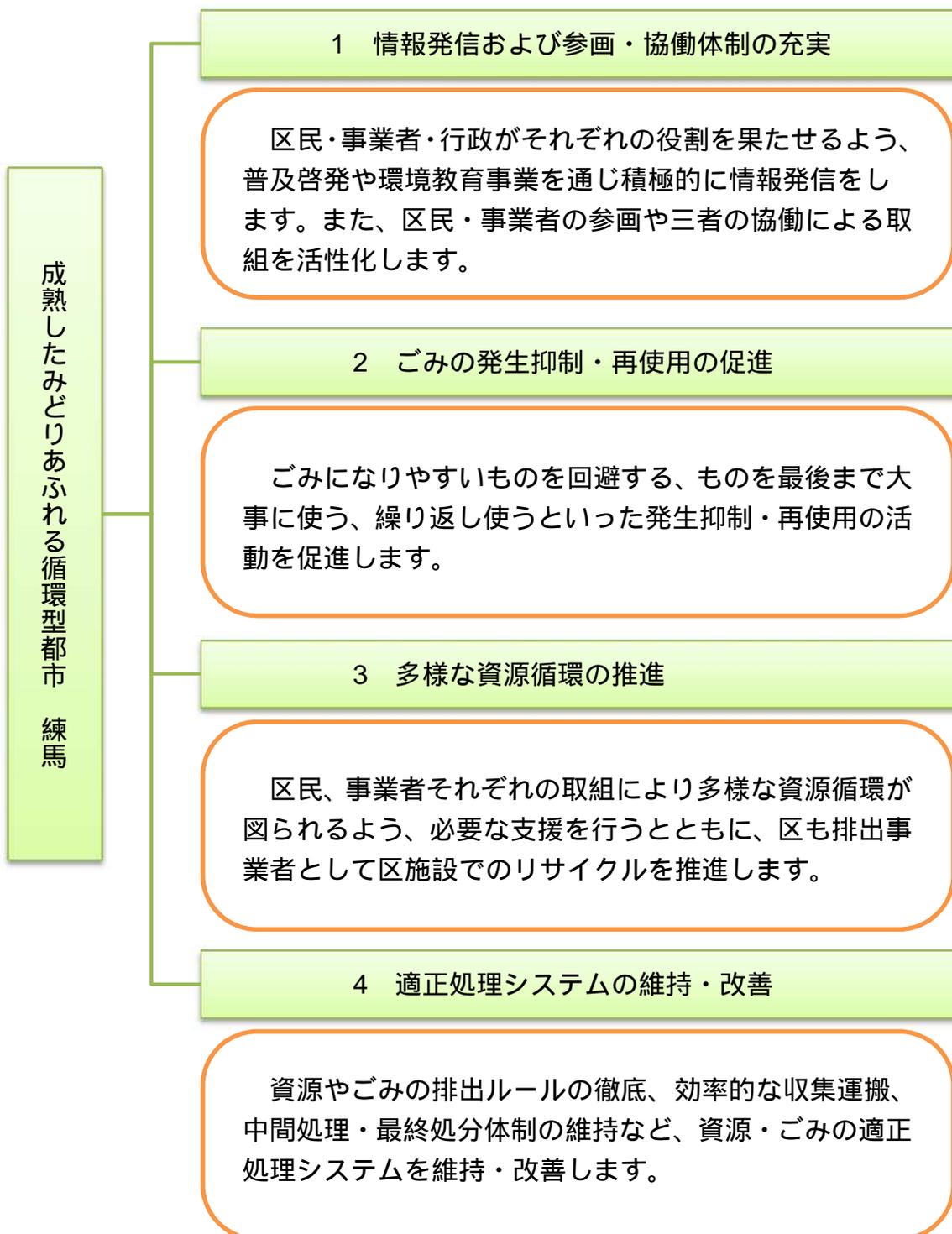
廃棄物の削減、資源の有効利用が企業の社会的責任として根付いている。
廃棄物処理に関するコスト意識が浸透し、ごみ減量につながっている。
消費者に対する環境配慮商品のPRや店頭回収サービスなどが充実し、販売促進につながっている。
自己の責任で資源・ごみを適正処理している。

行政の取組

区民や事業者に対する情報提供、活動支援などにより、相互の連携、パートナーシップづくりを進めている。
参加しやすい資源リサイクルのしくみを整備している。
適正なごみ処理を行っている。
排出事業者としても3R活動を率先的に行っている。

1.2 基本方針

基本理念に示す都市像の実現に向け、以下の4つの基本方針を柱に取組を進めます。



図表 15 基本方針

第2章 第3次計画の進捗状況と計画改定に向けた課題

2.1 第3次計画の進捗状況

(1) 数値目標の状況

第3次計画では、区民1人1日あたりの収集ごみ量、資源量、発生量の計画目標（平成32年度）（以下「計画目標」とする。）の指標となる数値を設定しました。その他の指標となるリサイクル率、持込ごみ量、可燃ごみ中の資源化可能物等の割合についても目標値を設定しています。

平成26年度の実績値では、収集ごみ量は計画目標に向けて順調に減少しつつある反面、資源量は計画目標を下回っています。発生量は平成26年度時点で計画目標を達成しつつありますが、リサイクル率は伸び悩んでいます。

一方、平成26年度の持込ごみ量は計画目標を1,341t上回っており、より一層の削減が必要です。また、可燃ごみ中の資源化可能物等の割合も計画目標を7.8%上回っています。

指標	式	目標値		実績		達成状況	
		計画目標 (平成32年度)	平成26年度 目標	平成26年度 実績	計画目標 (平成32年度)との差		
区民1人1日あたり (g/人日)	収集ごみ量	A	470以下	517	508	+38	平成32年度目標 に向け順調に減少
	資源量	B	198以上	183	169	-29	計画目標を下回り 推移
	発生量	C=A+B	668以下	700	677	+9	平成32年度目標を ほぼ達成
リサイクル率(%)	D=B/C	29.6%	26.1%	25.0%	-4.6%	計画目標を下回り 推移	
持込ごみ量(t/年)		25,919以下	25,919	27,260	+1,341	計画目標を上回り 推移	
可燃ごみ中の資源化可能物等の割合(%)		15%	15%	22.8%	+7.8%	計画目標を上回り 推移	

第3次計画では、リサイクル率の分子は資源総量（区が回収した資源量＋中間処理施設からの資源回収量）としていました。しかし、清掃一組における資源化量の正確な按分が困難になってきたため、中間処理施設からの資源回収量を除いたものに見直し、区が回収した資源量のみとしています。

図表 16 第3次計画の数値目標の状況

(2) リサイクル推進計画の進捗状況

第3次計画の平成26年度のリサイクル推進計画の進捗状況は図表17のとおりです。

区 分	取 組 項目数	評価対象			評価 対象外
		新規実施	継続実施	未実施	
重点的 取組項目	5	0	4	0	1
継続する 取組項目	34	0	33	0	1
合 計	39	0	37	0	2

図表 17 平成 26 年度リサイクル推進計画の取組状況

2.2 計画改定に向けた課題

(1) 排出抑制に関する課題

ライフスタイルの変化に合わせた取組の展開

単身世帯の増加や共同住宅居住世帯の増加など、世帯構成の変化では、資源やごみの排出状況にもライフスタイルの変化が反映されています。平成27年度組成分析調査において、可燃ごみと不燃ごみの中に処理困難物である土やブロックが含まれていました。こうした変化に対応したきめ細かな啓発・広報活動が求められています。

「見て、触れる」体験型機会の充実

ごみの発生抑制の意識啓発の推進のために、環境・リサイクルに関する情報発信等の普及啓発事業の拠点としてリサイクルセンターを整備しています。

(仮称)大泉リサイクルセンターが平成29年度に開設予定であり、区内リサイクルセンターは4か所となります。今後も、これらの拠点の活用を図りつつ、多様な区民活動の活性化を図ることが必要です。

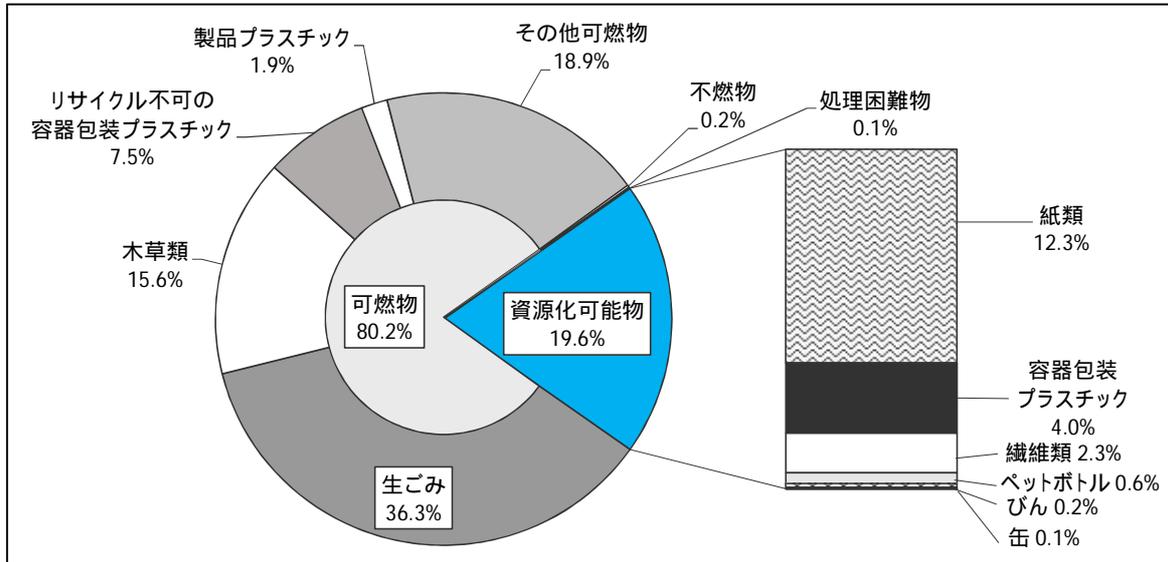
生ごみの発生抑制

可燃ごみの中は、生ごみ、木草類および製品プラスチックがおもな品目になります。生ごみの排出量は年々減少傾向ですが、依然として可燃ごみ量の中の最も多い品目です。食べ残し等の食品ロスの削減や水切りの励行、家庭内処理の促進など、ライフスタイルや居住形態にあわせて区民自らが取り組めるような支援が必要です。

(2) 資源リサイクルの推進に関する課題

分別の徹底

平成 27 年度の組成分析調査結果では、ごみの中には依然として約 20% の資源化可能物が含まれており、「ごみの中に資源を入れない」行動を徹底するための啓発、指導が引き続き必要です。



資料：平成 27 年度組成分析調査

図表 18 可燃ごみの組成分析結果

回収方法の改善

布類（繊維類）は、回収日を決めての拠点回収、集団回収でリサイクルを進めています。区民の出しやすさの観点から、集積所回収の導入等が検討課題です。

集団回収の維持・発展

集団回収は、第 3 次計画に引き続き維持・発展に向けた取組を展開する必要があります。

未利用資源の有効利用方策の検討

第 3 次計画期間中、小型家電や蛍光灯の拠点回収、粗大ごみからの金属回収や布団類の回収など、未利用資源の回収に着手しました。資源の有効利用の観点からは、費用対効果に留意した未利用資源の有効利用方策が検討課題です。

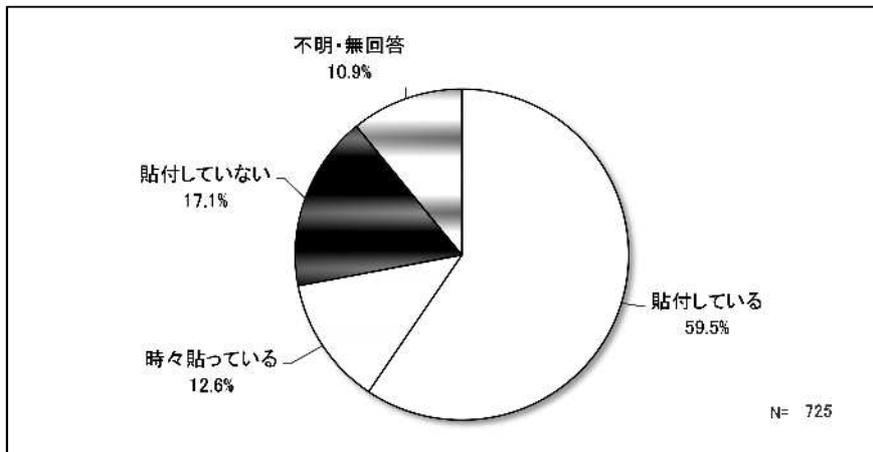
(3) ごみの適正な処理・処分に関する課題

ごみ収集サービスの充実

行政サービス向上の観点からは、高齢者や障害がある方を対象とした戸別訪問収集など、現在実施中の取組をさらに充実していきます。

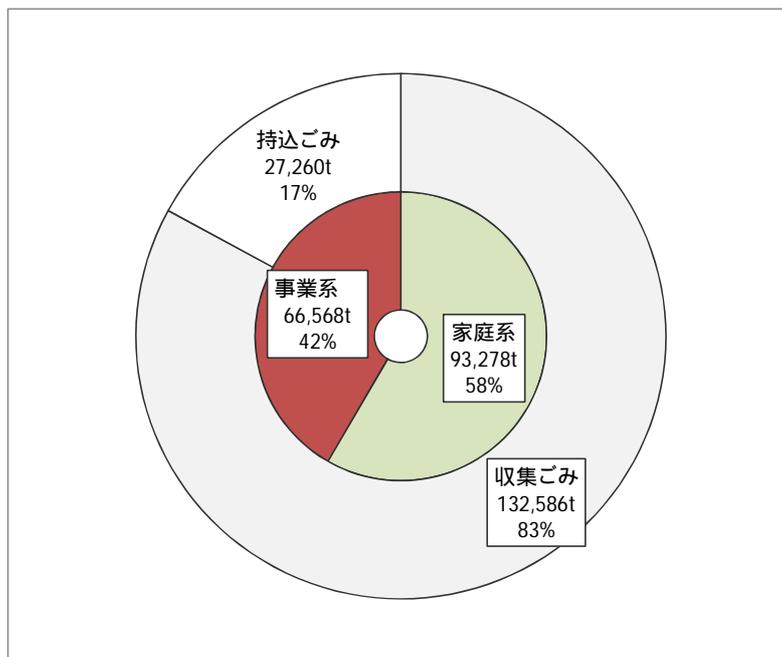
事業系ごみの減量

事業系ごみは、区収集ごみに排出する際の有料ごみ処理券の貼付、許可業者収集に排出する際の資源分別などがまだ不徹底な面が見られるため、引き続き指導・啓発が必要です。



資料：平成 27 年度事業所アンケート調査

図表 19 事業系有料ごみ処理券の貼付状況



事業系：区収集事業系ごみ + 持込ごみ

図表 20 練馬区全体のごみ排出量推計結果

効率化および環境負荷の低減

清掃・リサイクル事業の実施に際しては、効率的な事業運営を図るとともに、低公害車や省エネ機器の導入など、引き続き環境負荷の低減を進めていきます。

(4) 関係主体との連携や協働の推進にかかる課題

主体間の連携によりごみの3Rを推進するため、今後とも、教育現場や地域振興イベントなど様々な機会を通じ、区民・事業者との連携・協働を図っていく必要があります。

また、ごみ収集の有料化導入の是非については、ごみの発生抑制と区民負担の二面があることから、区民の理解が得られるまで議論を行い、他区との調整を図る必要があります。

第3章 計画目標と施策体系

3.1 数値目標・指標

以下は暫定的なイメージであり、実態調査分析結果や平成27年度実績値を踏まえた検討が今後必要。

平成38年度目標を達成するため、区民1人1日あたりの発生量、収集ごみ量、資源量およびリサイクル率の指標を設定します。

1人1日あたりの収集ごみ量

収集ごみ量 = 収集可燃ごみ + 収集不燃ごみ + 収集粗大ごみ

1人1日あたりの発生量

発生量 = 収集ごみ量 + 資源量

1人1日あたりの資源量

資源量 = 集団回収量 + 集積所回収量 + 街区路線回収量 + 拠点回収量

リサイクル率

リサイクル率 = 資源量 ÷ 発生量

(1) 収集ごみ量

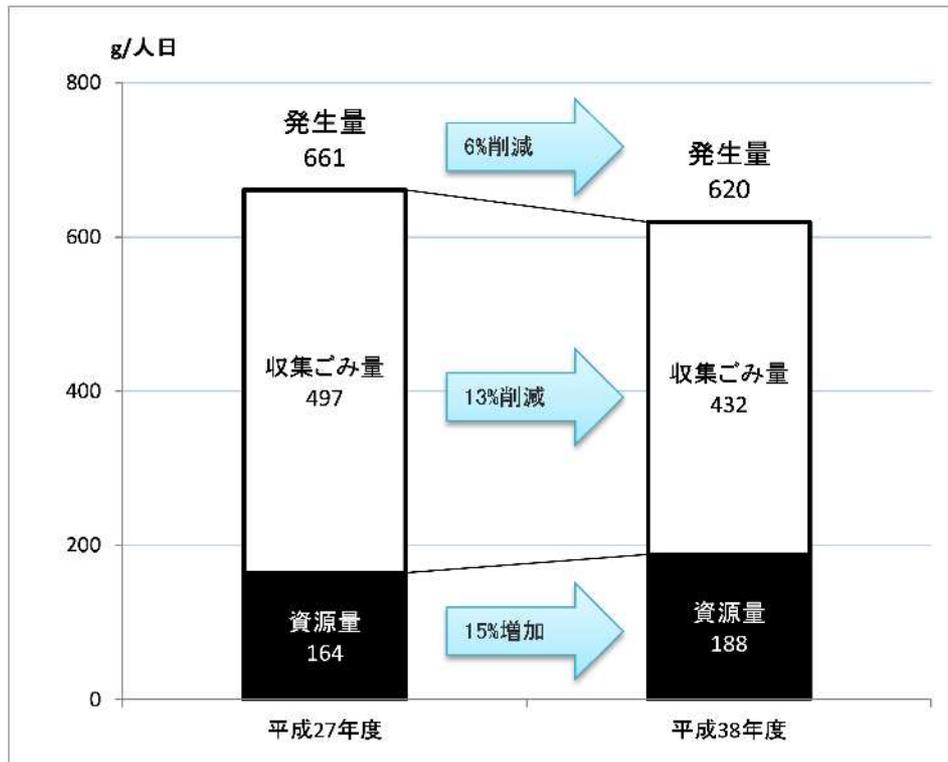
区民1人1日あたり620g/人日をめざします。

(2) 発生量

区民1人1日あたり432g/人日をめざします。

(3) 資源量、リサイクル率

区民1人1日あたり188g/人日（リサイクル率32%）をめざします。



図表 21 ごみ減量・資源化の目標

3.2 資源・ごみの処理体制

(1) 資源・ごみの分別区分

収集・回収する資源・ごみの分別区分は下表のとおりです。なお、特別管理一般廃棄物など、練馬区廃棄物処理条例第 23 条に規定する排出禁止物は対象外です。

区分		内容
し み	可燃ごみ	生ごみ、草木、資源化できない紙くず等
	不燃ごみ	陶器類、資源化できない金属・ガラス等
	粗大ごみ	一辺が概ね 30 cm角以上の大型ごみ、建具、家具等
路 線 集 積 所 ・ 街 区 回 収 資 源	古紙	新聞・雑誌、段ボール、雑紙（ざつがみ）類、紙パック
	容器包装プラスチック	容器包装リサイクル法に規定される容器包装廃棄物
	飲食用びん・飲食用缶	リターナブルびん、ワンウェイびん、スチール缶、アルミ缶
	ペットボトル	飲料または特定調味料で「ペットボトル識別表示マーク」のある指定ペットボトル
拠点回収資源		古布、廃食用油、乾電池、小型家電、蛍光管

図表 22 資源・ごみの分別区分

- (2) 収集運搬、中間処理・最終処分の役割分担
 資源・ごみの収集運搬、中間処理・最終処分等は、区、清掃一組および東京都が分担して実施します。

実施主体	役割分担
練馬区	ごみの収集運搬 資源の回収、資源化 収集ごみからの選別・資源化（粗大ごみからの金属回収、家具等再生利用、布団の資源化）
清掃一組	ごみの中間処理 可燃ごみの焼却処理およびエネルギー回収 不燃、粗大ごみの破砕、資源選別 焼却灰のセメント利用
東京都	中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場での最終処分

図表 23 収集運搬、中間処理・最終処分の役割分担

第4章 計画の評価・点検方法

4.1 年度ごとの評価

一廃計画の年度ごとの評価・点検は、「第2編 リサイクル推進計画」に示す取組項目に基づき実施します。区民・事業者等が参画する練馬区循環型社会推進会議において進捗状況を報告します。

評価結果は公表し、必要に応じてリサイクル推進計画の項目の見直しや毎年度の一般廃棄物処理実施計画へ反映します。

4.2 計画改定時の評価

概ね5年ごと、あるいは法制度や社会状況など諸条件に大きな変更があった場合には一廃計画を改定します。改定にあたっては区内の資源・ごみの排出構造の詳細な分析や区民・事業者の意識・行動について実態を調査し、一廃計画を評価した上で、改定計画に反映させます。

第5章 生活排水処理基本計画

5.1 生活排水処理の範囲および基本方針

生活排水（し尿および生活雑排水）は、公共下水道による処理を基本とし、今後も引き続き公共下水道への接続を促進します。事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥および仮設トイレのし尿については、事業者責任に基づく処理を徹底します。

5.2 し尿および浄化槽汚泥の処理

家庭から排出される、くみ取りし尿の収集・運搬は区が行います。浄化槽汚泥（ディスポーザー汚泥を含む）の収集・運搬は、区の許可を受けた一般廃棄物処理業者が行います。

収集後のし尿・浄化槽汚泥は、清掃一組の下水道投入施設（品川清掃作業所）で処理し、公共下水道に投入します。なお、下水道投入施設における残さ・しさは焼却処理し、沈砂は埋立処分します。

第2編 リサイクル推進計画（3R・適正処理計画）

第1章 リサイクル推進計画の枠組み

1.1 リサイクル推進計画とは

リサイクル推進計画は、練馬区リサイクル推進条例第20条に規定されており、一廃計画の目標達成に向けた行動計画と位置づけています。

1.2 基本事項

リサイクルは、単に廃棄物の資源化にとどまらず、廃棄物そのものの発生抑制をめざすものでなければなりません。そのためには、段階ごとにつぎに掲げる項目を進めるものとします。

- (1) 廃棄物の発生抑制を図ること。
- (2) 再使用を再生利用に優先すること。
- (3) 再生利用に当たっては、材料として利用する方法を優先し、最終的に熱エネルギーとして利用すること。
- (4) 廃棄の段階では、環境に負荷を与えない方法で適正に処理すること。

1.3 施策体系の柱

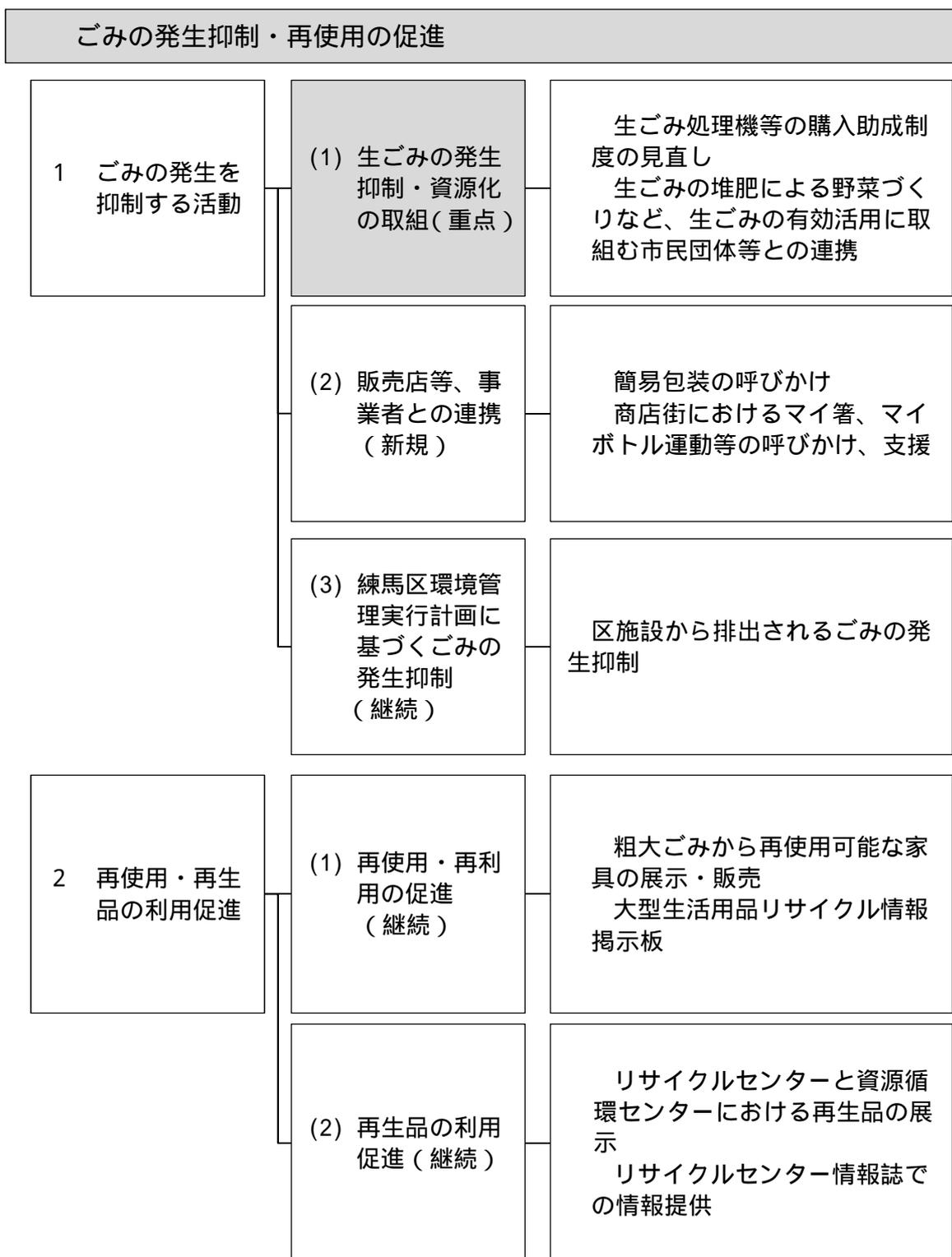
一廃計画の数値目標を達成するために、4つの柱を設けます。

ごみの発生抑制・再使用の促進
多様な資源循環の推進
適正処理の推進
情報発信および参画・協働体制の充実

1.4 施策体系図

4つの柱ごとに、大目標 中目標 取組内容という体系を図表24で示します。体系図の網掛け部分は、重点的取組項目です。

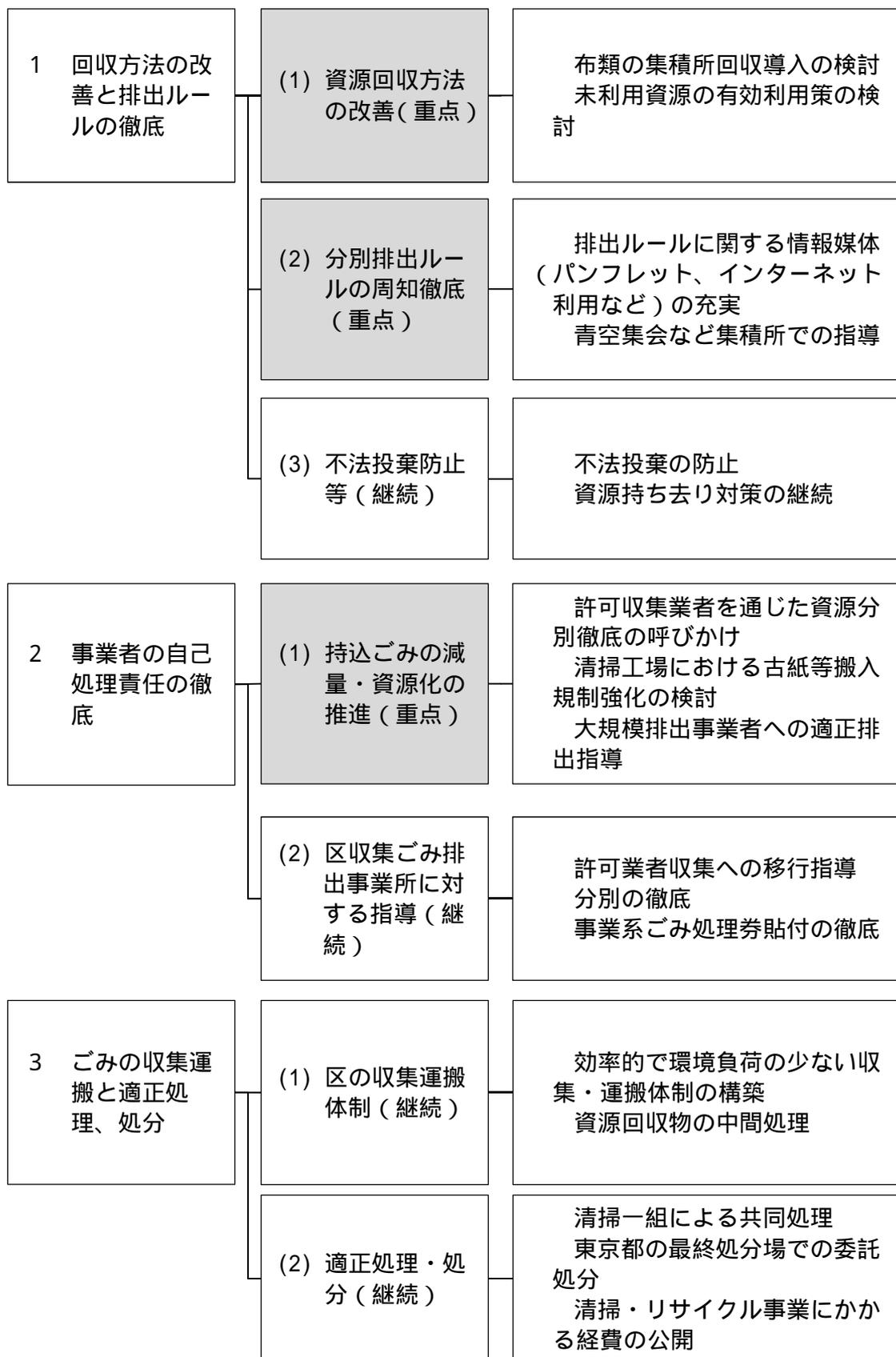
図表 24 施策の体系



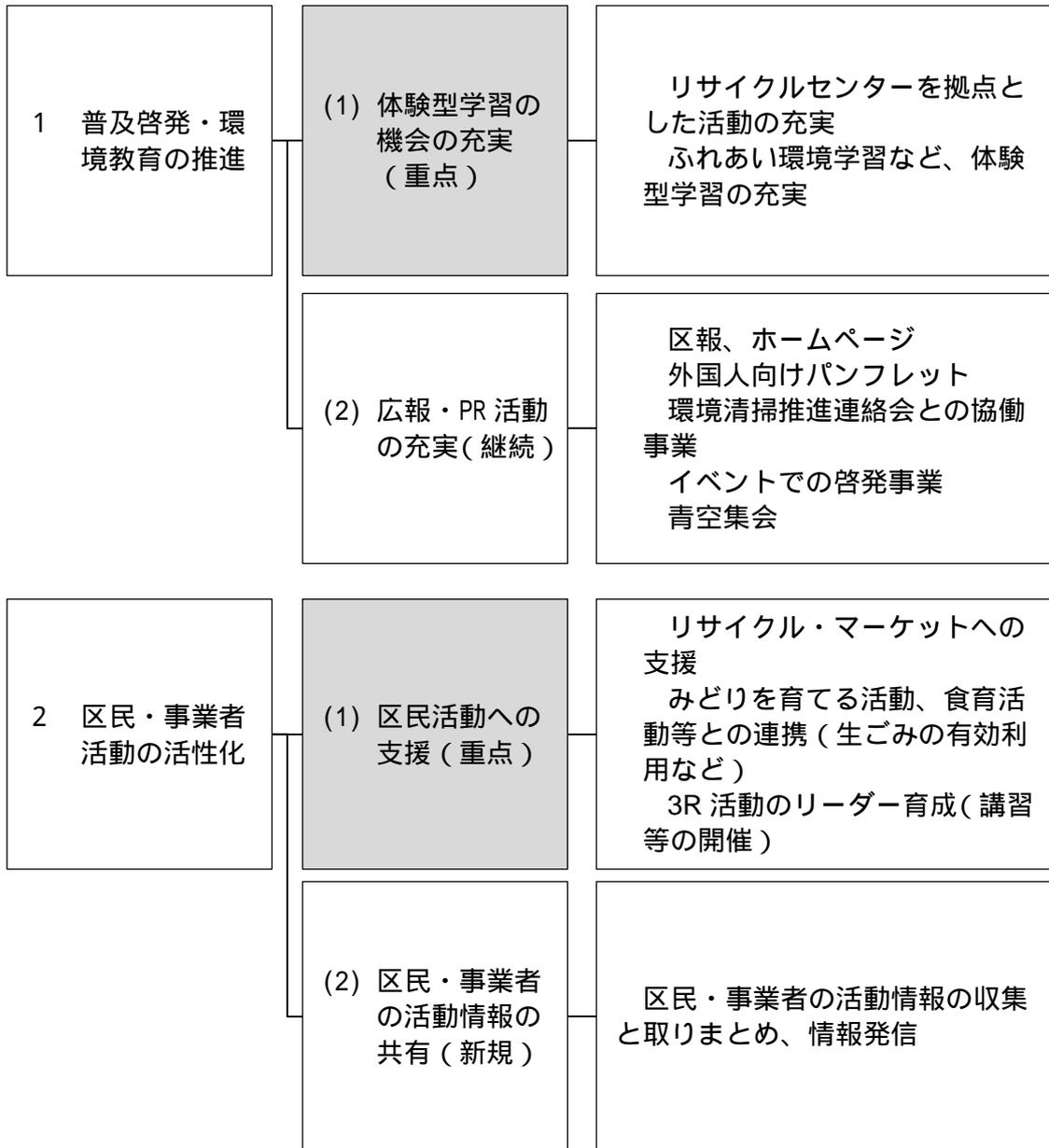
多様な資源循環の推進

<p>1 区民が進める資源回収の促進</p>	<p>(1) 集団回収事業への参加 (継続)</p>	<p>集合住宅を中心とする参加呼びかけ 参加団体に対する雑紙(ぞつがみ)回収、布類回収の呼びかけ 区から実施団体への支援</p>
<p>2 事業者が進める資源回収の促進</p>	<p>(1) 事業系生ごみの減量・資源化(重点)</p>	<p>生ごみの減量・資源化に関する情報提供 食品廃棄物多量排出事業所に対する指導</p>
	<p>(2) 自主的な資源リサイクルの推進(継続)</p>	<p>廃棄物管理責任者講習会の実施 事業用大規模建築物への立入指導 区から商店街オフィスリサイクル事業への支援</p>
	<p>(3) 使用済製品等の事業者回収の促進(継続)</p>	<p>乾電池回収の呼びかけ、自主的なペットボトル、トレイ等の店頭回収の呼びかけ</p>
<p>3 区が進める資源回収の促進</p>	<p>(1) 区立施設でのリサイクルの推進(継続)</p>	<p>古紙等の資源化の実施 学校給食等から出る生ごみの資源化</p>

適正処理の推進



情報発信および参画・協働体制の充実



第2章 ごみの発生抑制・再使用の促進

2.1 ごみの発生を抑制する活動

- (1) 生ごみの発生抑制・資源化の取組（重点）
生ごみ処理機等の購入助成制度の見直し
（ベランダでできる段ボールコンポスト等への助成）
生ごみの堆肥による野菜づくりなど、生ごみの有効活用に取り組む市民団体等との連携
- (2) 販売店等、事業者との連携（新規）
簡易包装の呼びかけ
商店街におけるマイ箸、マイボトル運動等の呼びかけ、支援
- (3) 練馬区環境管理実行計画に基づくごみの発生抑制（継続）
区施設から排出されるごみの発生抑制

2.2 再使用・再生品の利用促進

- (1) 再使用・再利用の促進（継続）
粗大ごみから再使用可能な家具の展示・販売
大型生活用品リサイクル情報掲示板
- (2) 再生品の利用促進（継続）
リサイクルセンターと資源循環センターにおける再生品の展示
リサイクルセンター情報誌での情報提供

第3章 多様な資源循環の推進

3.1 区民が進める資源回収の促進

- (1) 集団回収事業への参加（継続）
集合住宅を中心とする参加呼びかけ
参加団体に対する雑紙（ざつがみ）回収、布類回収の呼びかけ
区から実施団体への支援

3.2 事業者が進める資源回収の促進

- (1) 事業系生ごみの減量・資源化（重点）
生ごみの減量・資源化に関する情報提供
食品廃棄物多量排出事業所に対する指導
- (2) 自主的な資源リサイクルの推進（継続）
廃棄物管理責任者講習会の実施
事業用大規模建築物への立入指導
区から商店街オフィスリサイクル事業への支援
- (3) 使用済製品等の事業者回収の促進（継続）
乾電池回収の呼びかけ、自主的なペットボトル、トレイ等の店頭回収の呼びかけ

3.3 区が進める資源回収の促進

- (1) 区立施設でのリサイクルの推進（継続）
古紙等の資源化の実施
学校給食等から出る生ごみの資源化

第4章 適正処理の推進

4.1 回収方法の改善と排出ルールの徹底

- (1) 資源回収方法の改善（重点）
布類の集積所回収導入の検討
未利用資源の有効利用策の検討
- (2) 分別排出ルールの周知徹底（重点）
排出ルールに関する情報媒体(パンフレット、インターネット利用など)の充実
青空集会など集積所での指導
- (3) 不法投棄の防止等（継続）
不法投棄の防止
資源持ち去り対策の継続

4.2 事業者の自己処理責任の徹底

- (1) 持込ごみの減量・資源化の推進（重点）
 - 許可収集業者を通じた資源分別徹底の呼びかけ
 - 特別管理一般廃棄物など排出禁止物の自己処理の徹底
 - 清掃工場における古紙等搬入規制強化の検討
 - 大規模排出事業者への適正排出指導

- (2) 区収集ごみ排出事業所に対する指導（継続）
 - 許可業者収集への移行指導
 - 分別の徹底および特別管理一般廃棄物など排出禁止物の自己処理の徹底
 - 事業系ごみ処理券貼付の徹底

4.3 ごみの収集運搬と適正処理、処分

- (1) 区の収集運搬体制（継続）
 - 効率的で環境負荷の少ない収集・運搬体制の構築
 - 資源回収物の中間処理

- (2) 適正処理・処分（継続）
 - 清掃一組による共同処理
 - 東京都の最終処分場での処分
 - 清掃・リサイクル事業にかかる経費の公開

第5章 情報発信および参画・協働体制の充実

5.1 普及啓発・環境教育の促進

- (1) 体験型学習の機会の充実（重点）
 - リサイクルセンターを拠点とした活動の充実
 - ふれあい環境学習など、体験型学習の充実

- (2) 広報・PR活動の充実（継続）
 - 区報、ホームページ、ツイッター利用
 - 外国人向けパンフレット
 - 環境清掃推進連絡会との協働事業
（区内一斉清掃、施設見学、研修会）
 - イベントでの啓発事業
 - 青空集会

5.2 区民・事業者活動の活性化

- (1) 区民活動への支援（重点）
 - リサイクル・マーケットへの支援
 - みどりを育てる活動、食育活動等との連携（生ごみの有効利用など）
 - 3 R活動のリーダー育成（講習等の開催）

- (2) 区民・事業者の活動情報の共有（新規）
 - 区民・事業者の活動情報の収集と取りまとめ、情報発信
 - リサイクル推進計画の評価点検とともに公表

資料編

1 第3次計画の進捗評価関連資料

1.1 第3次計画の進捗状況

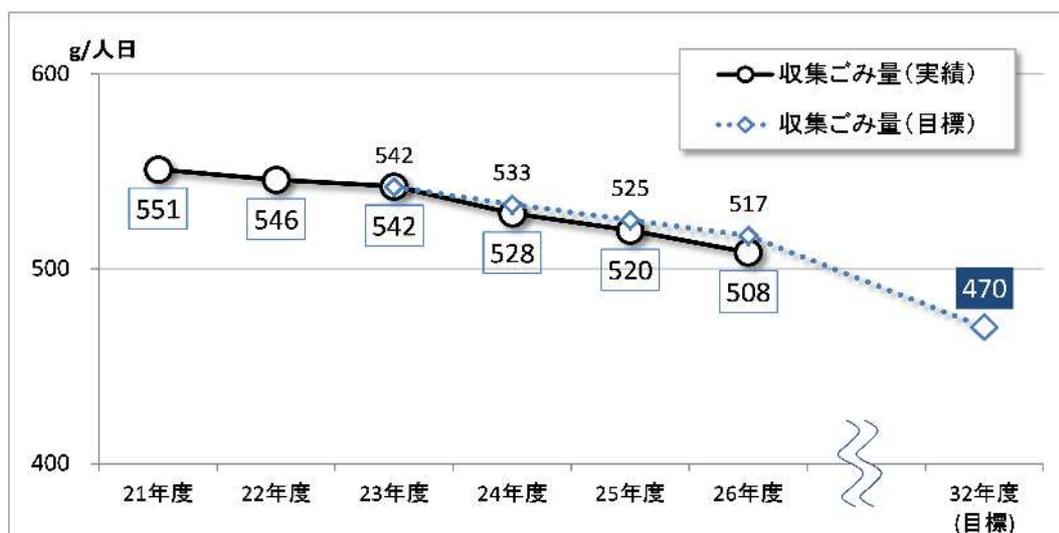
(1) 基本指標の状況

第3次計画に掲げた目標の達成状況を、家庭系、事業系別に示します。

家庭系資源・ごみに関する指標

1人1日あたりの収集ごみ量：平成32年度目標値 470g/人日

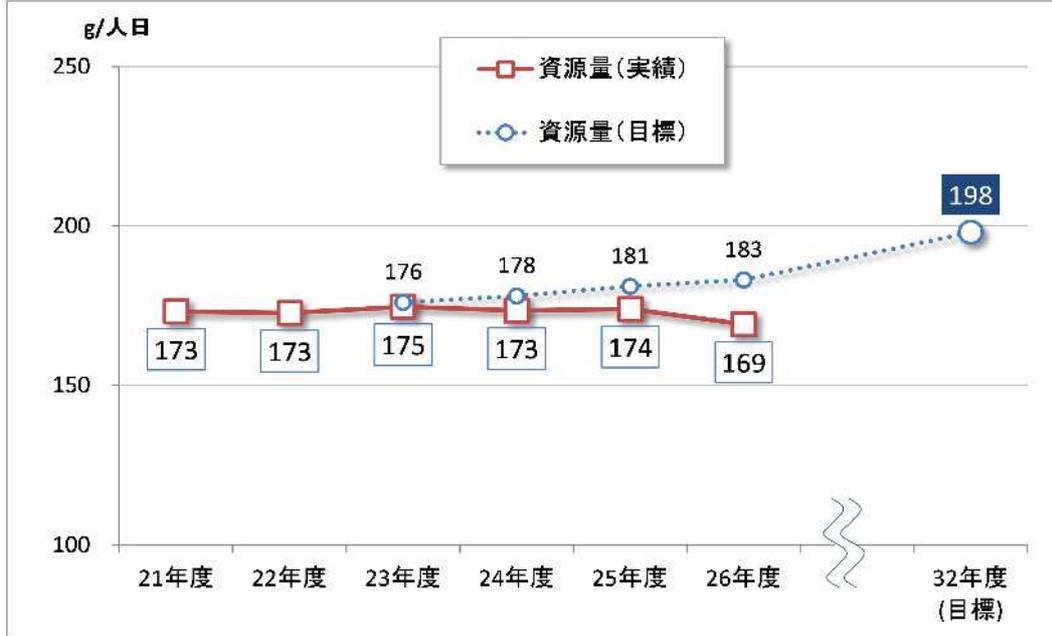
目標達成に向け、順調に減少しています。



図表 25 1人1日あたりの収集ごみ量（排出原単位）の推移

1人1日あたりの資源量：平成32年度目標値 198g/人日

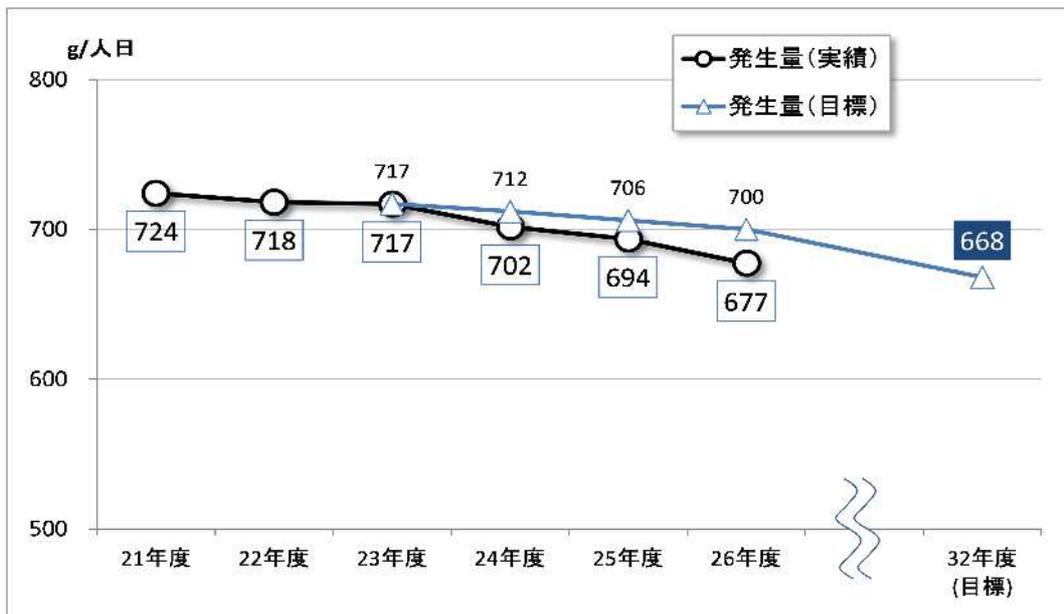
1人1日あたりの資源量は減少傾向にあり、平成24年度以降、目標値を下回って推移しています。これは、新聞、雑誌の購読数の減少や、ペットボトル、びん・缶等の資源の軽量化による影響と考えられます。



図表 26 1人1日あたりの資源量（排出原単位）の推移

1人1日あたりの発生量：平成32年度目標値 668g/人日

図表 25、26 で示すように、1人1日あたりの収集ごみ量、資源量ともに平成24年度以降、実績値が目標値を下回って推移しています。両者の合計である1人1日あたりの発生量も平成24年度以降は実績値を下回っています。

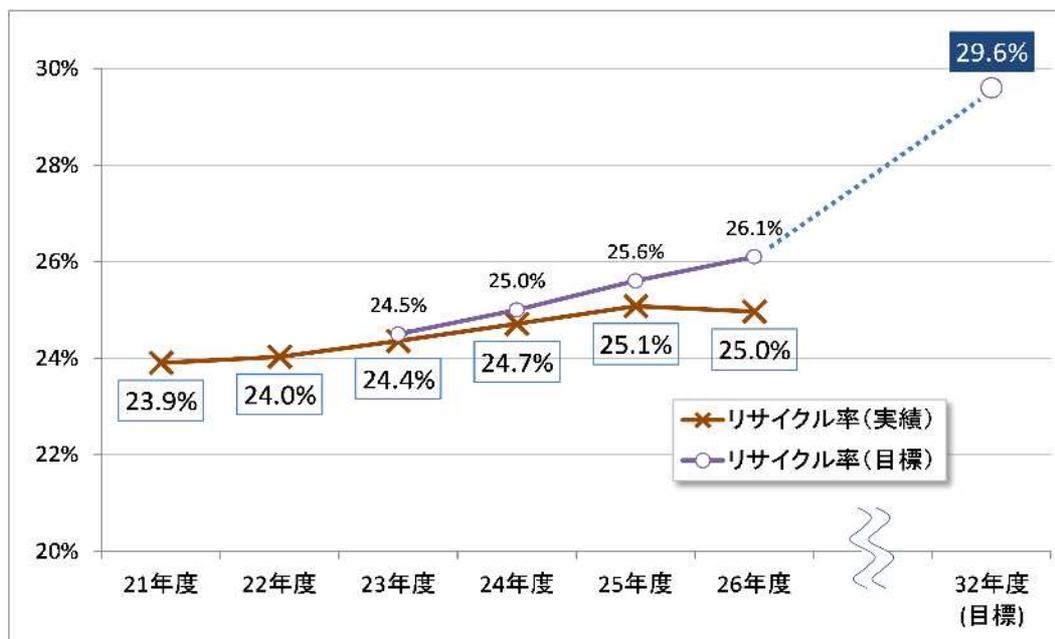


図表 27 1人1日あたりの発生量の推移

リサイクル率：平成 32 年度目標値 29.6%

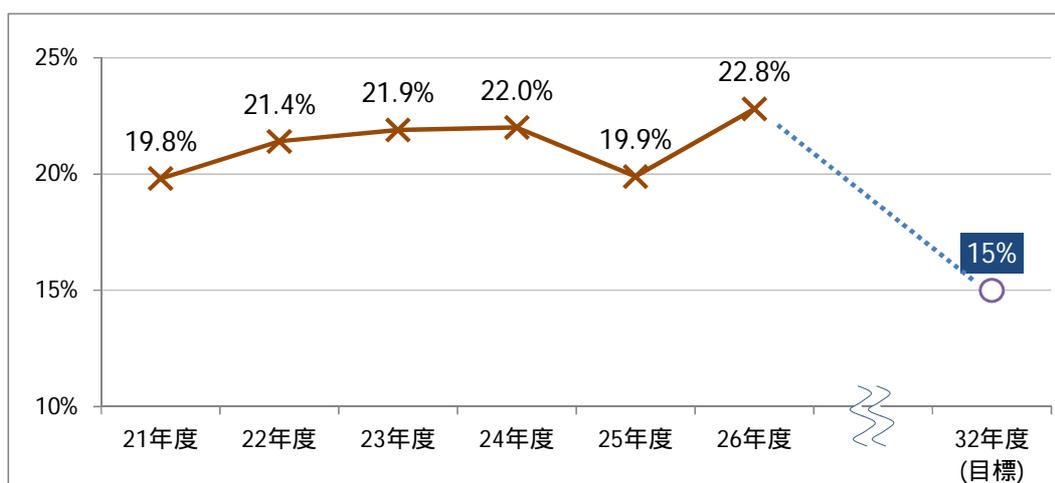
リサイクル率の分子・分母である資源量、発生量ともに減少しています。リサイクル率は伸び悩んでおり、現状のまま推移した場合平成 32 年度の目標達成は困難な状況です。

$$\text{リサイクル率} = \text{資源量} \div \text{発生量 (収集ごみ量 + 資源量)}$$



図表 28 リサイクル率の推移

可燃ごみ中の資源化可能物等の割合：平成 32 年度目標値 15%以下
各年度の推移を見ると、概ね横ばいの傾向です。

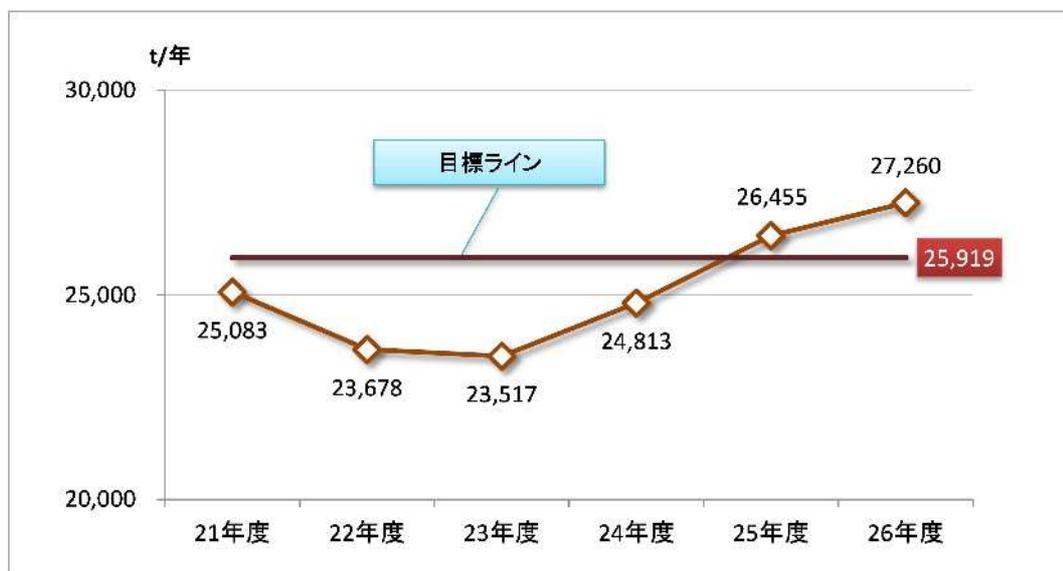


図表 29 可燃ごみ中の資源化可能物等割合の推移

事業系資源・ごみに関する指標

年間持込ごみ量：平成 32 年度目標値 25,919t

平成 25 年度以降この目標ラインを上回って持込ごみ量が増加しています。これは、平成 25 年以降の円安に伴う、景況感が回復傾向にあることや、公共施設も含む事業所ごみが区収集から持込ごみへ移行が進んだことなどが考えられます。



図表 30 持込ごみ量の推移

(2) 取組指標（各施策の執行・達成状況）

第3次計画の行動計画として位置づけられるリサイクル推進計画は、当初42の取組項目(重点的取組項目5、継続する取組項目37)で構成されていました。

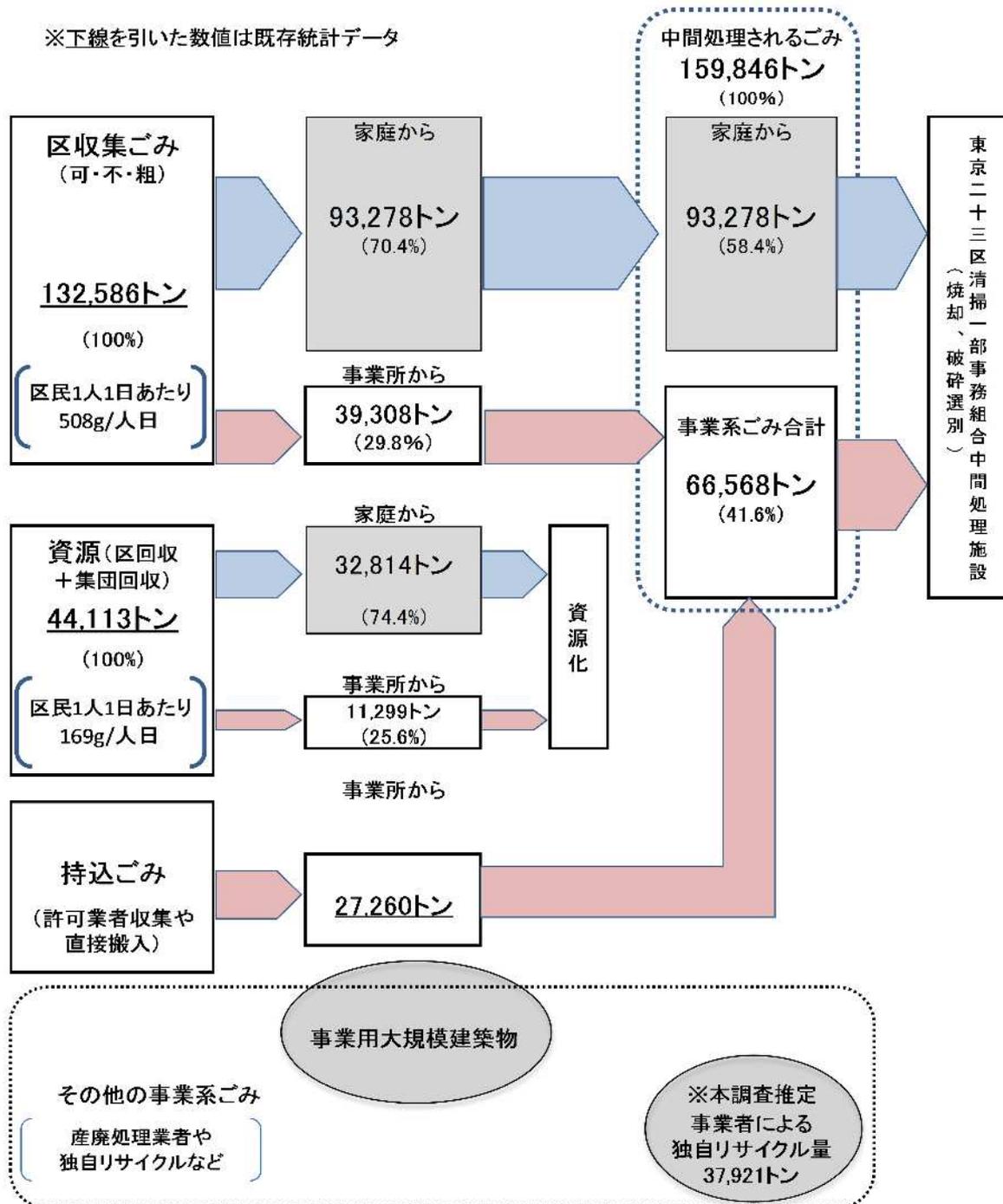
各取組項目は毎年度、練馬区循環型社会推進会議で進捗状況を報告しています。平成26年度では、取組項目数は重点・継続を合わせ39となっており、未実施の施策は平成25年度以降ゼロとなっています。

項目		年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組項目 重点的	取組項目数		5	5	5	5
	新規実施		1	1	1	0
	継続実施		4	4	3	4
	未達成、未実施		0	0	0	0
	評価対象外		0	0	1	1
取組項目 継続する	取組項目数		37	36	35	34
	新規実施		0	0	0	0
	継続実施		30	31	33	33
	未達成、未実施		5	3	0	0
	評価対象外		2	2	2	1
合計	取組項目数		42	41	40	39
	新規実施		1	1	1	0
	継続実施		34	35	36	37
	未達成、未実施		5	3	0	0
	評価対象外		2	2	3	2

図表31 第3次計画におけるリサイクル推進計画の進捗状況

1.2 ごみの排出実態

平成 27 年度のごみ排出実態調査に基づき、平成 26 年度のごみの推定量と排出構造を示します。収集ごみや資源の中には、事業所が排出しているものも含まれています。収集ごみ量 132,586t の 29.6% (39,308 t)、資源量 44,113t の 25.6% (11,299t) が事業所から排出されているものと推定されます。



図表 32 実態調査に基づく平成 26 年度のごみの推定量と排出構造

1.3 区民・事業者の意識・行動

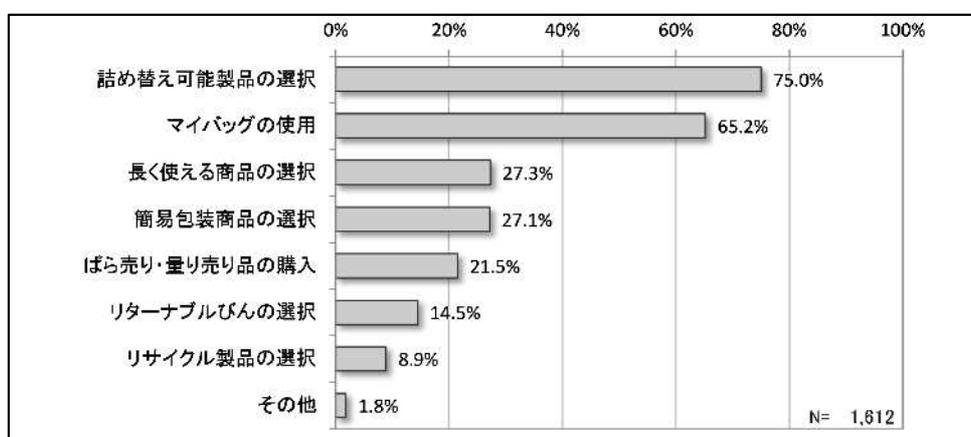
平成 27 年度に実施した区民と事業者に対するアンケート調査を基に、ごみやリサイクルに関する区民・事業者の意識・行動の状況を報告します。

(1) ごみを出さないための行動

家庭、事業所ともに一定の取組が行われています。より一層取組を進めるには、家庭や事業所の特性に応じた働きかけが必要です。

(区民アンケート調査結果より)

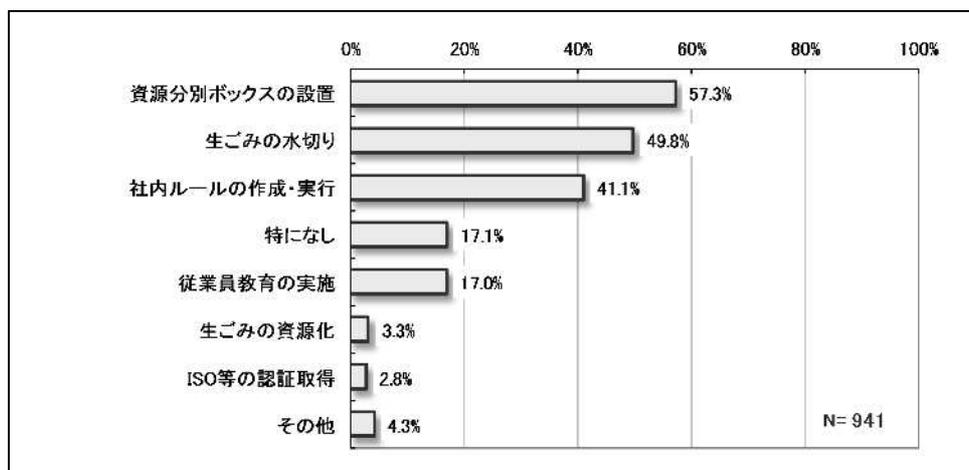
買い物時の行動(図表 33)では、「詰め替え可能製品の選択」は 75.0% 「マイバッグの使用」は 65.2% の家庭が実施しています。



図表 33 実施している取組(買い物時)

(事業所アンケート調査結果より)

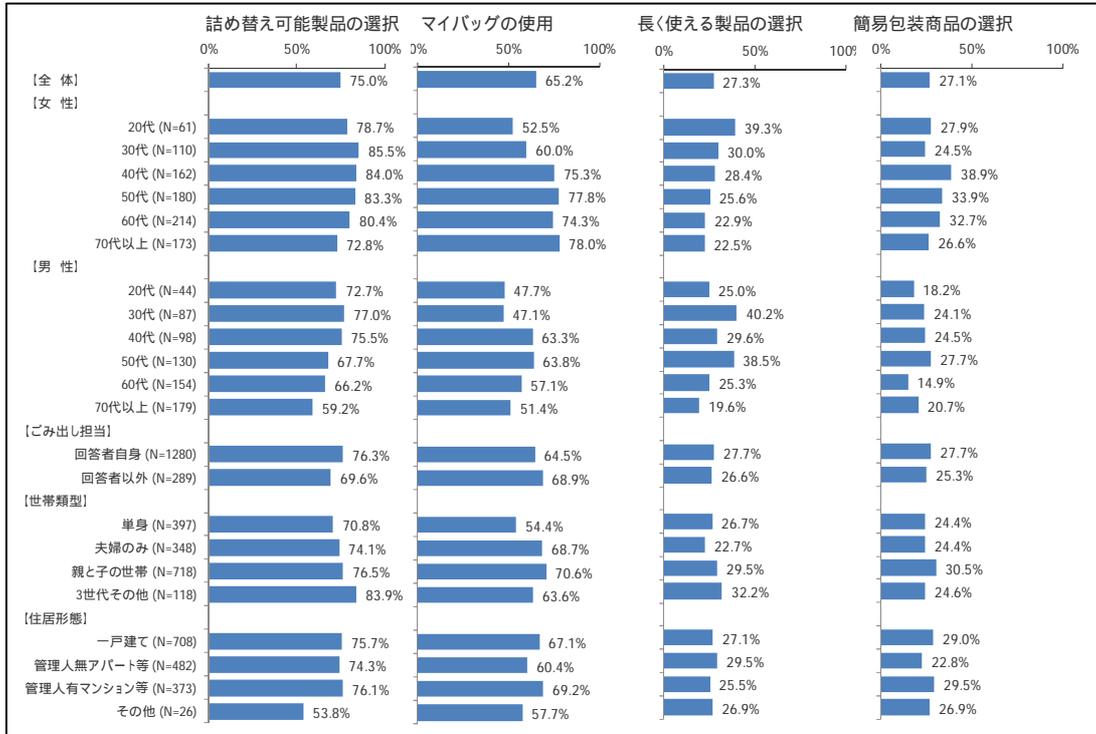
「資源分別ボックスの設置」を 57.3% の事業所が実施しています。一方、「特になし」とする事業所が 17.1% ありました。



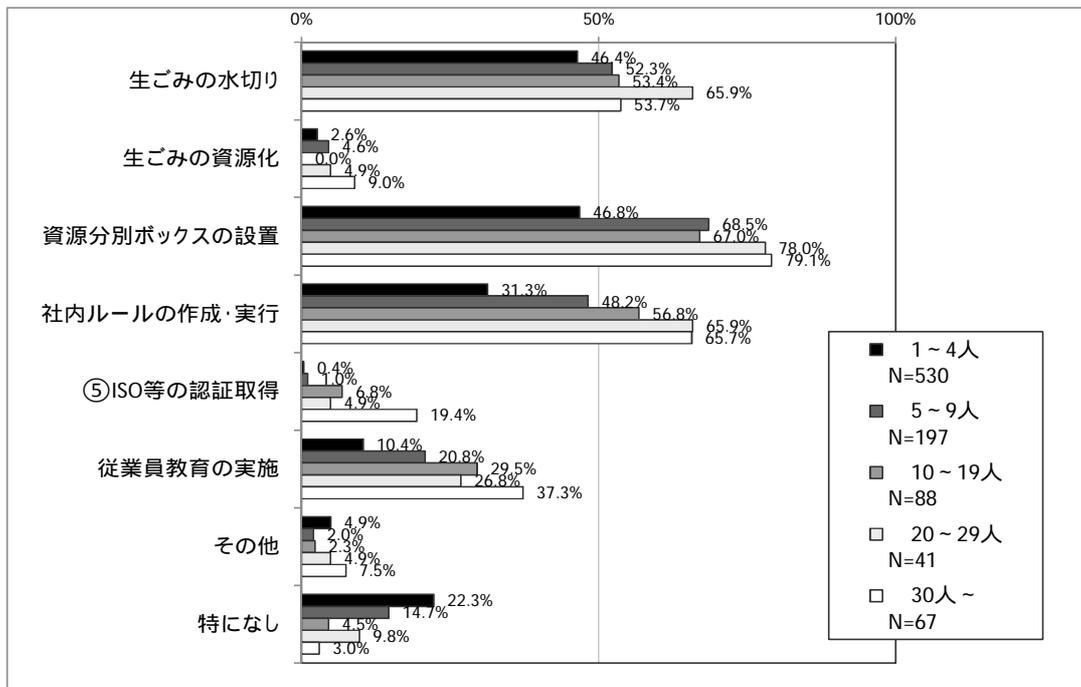
図表 34 事業所内で実施している取組

(家庭や事業所の属性別の特徴)

ごみ減量やリサイクルの取組は、家庭では構成員の世代、世帯類型、住居形態等について、事業所では業種、従業員規模等の属性があります。より一層取組を進めるには、家庭や事業所の特性に応じた働きかけが必要です。



図表 35 実施している取組のクロス集計 (区民アンケート調査抜粋)



図表 36 事業所内で実施している取組 (従業員規模別クロス集計)

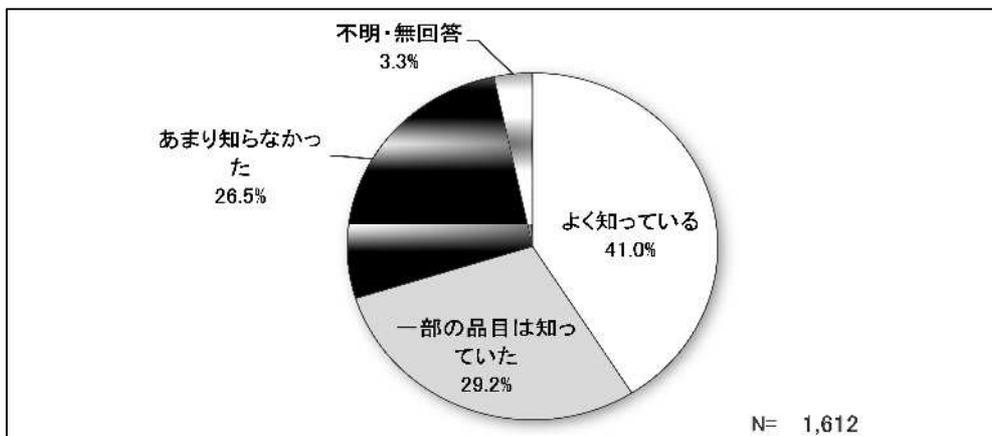
(2) 不用物や資源の処分方法

【家庭ごみ】

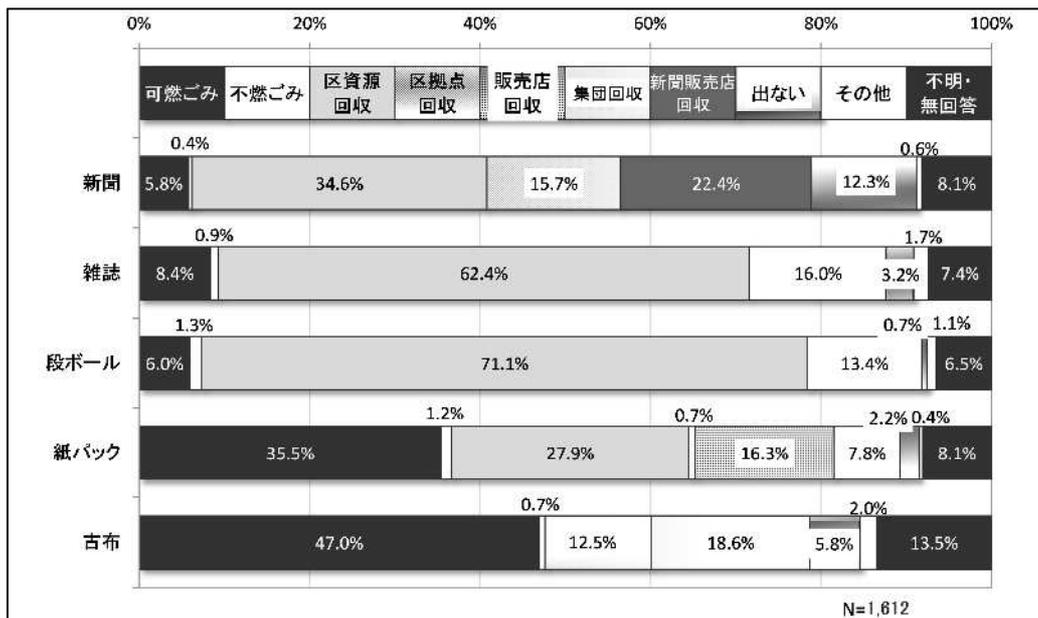
分別すべき資源品目について認知度を高めるとともに、品目によっては出しやすい分別回収方法の検討が必要です。

区民アンケート調査結果では、約8割が「資源分別を徹底している」と回答しており、資源分別の習慣は区民に一定程度根付いているものと評価されます。一方、対象品目について説明を加えた設問による雑紙（ざつがみ）の品目認知度（図表37）では、対象品目や出し方が十分に周知されていないものもあり、認知度の向上が求められます。

また、古布類のように拠点回収の利用が12.5%程度にとどまり、半数近くが可燃ごみに排出されている品目もあり、出しやすい分別回収方法の検討が必要です。



図表37 雑紙（ざつがみ）の品目認知度



図表38 古紙・古布類の処分方法

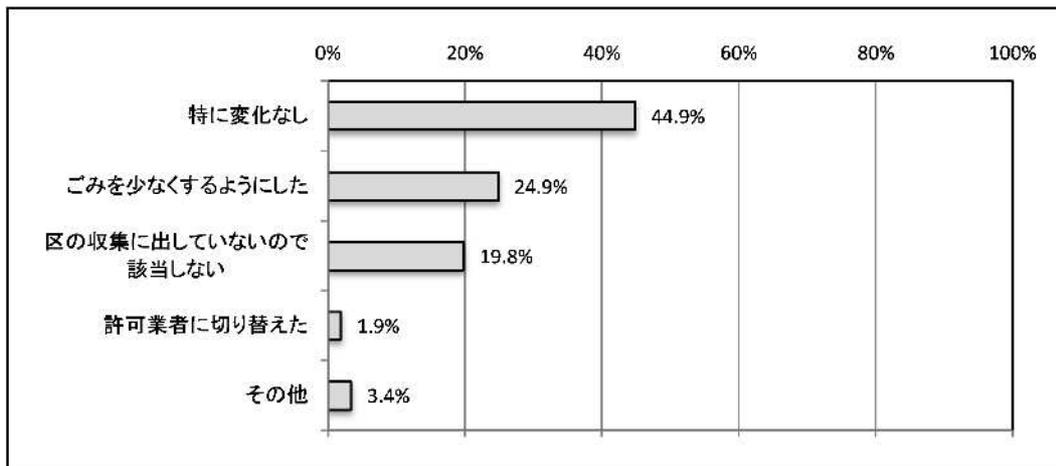
【事業系ごみ】

排出基準改定の効果は見られるものの、引き続きごみ排出ルールの徹底や自己処理責任に基づく資源リサイクルや適正処理に向けた指導等が必要です。

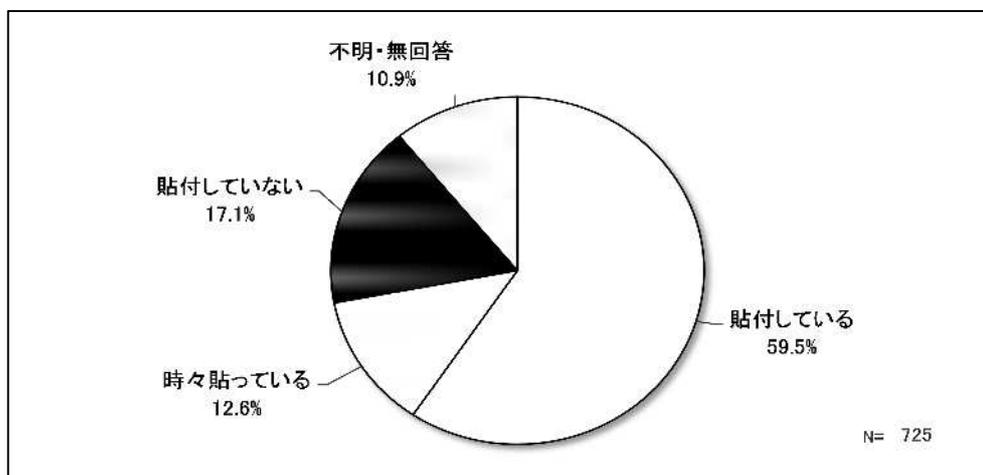
事業系ごみは、廃棄物処理法に基づき自己処理を行うことが原則です。事業所が小規模で、ごみ排出量が少ない場合は、有料で区収集が認められています。平成 25 年 10 月に基準となる排出量が、1 日平均 50 kg 未満から 1 回 30 kg 未満に改定されました。

事業所アンケート調査結果では、基準改定に伴い 24.9%が「ごみを少なくするようにした」、1.9%が「許可業者に切り替えた」と回答しており、基準改定による一定の効果が認められました（図表 39）。

区収集ごみに排出する際の有料ごみ処理券を貼付するルールについては、「貼付していない」17.1%、「時々貼っている」12.6%の状況であるため、引き続き指導が必要です（図表 40）。



図表 39 排出基準改定の影響



図表 40 事業系有料ごみ処理券の貼付状況

2 ごみ減量目標（詳細）

現時点では暫定

現状のまま推移した場合の資源・ごみ量の推計値

年度	人口（人）	資源・ごみ量（t/年）			1人1日あたりの量（g/人日）			リサイクル率
		収集ごみ量	資源量	発生量	収集ごみ量	資源量	発生量	
平成27	714,656	130,682	43,171	173,854	496.9	164.2	661.1	25%
平成28	716,875	132,277	43,720	175,997	504.1	166.6	670.8	25%
平成29	718,877	131,448	43,398	174,846	501.0	165.4	666.4	25%
平成30	720,711	131,034	43,184	174,218	498.1	164.2	662.3	25%
平成31	722,317	130,646	42,954	173,600	495.5	162.9	658.5	25%
平成32	723,642	130,621	42,823	173,444	493.2	161.7	654.9	25%
平成33	724,740	129,889	42,444	172,333	491.0	160.5	651.5	25%
平成34	725,593	129,512	42,167	171,679	489.0	159.2	648.2	25%
平成35	726,184	129,122	41,874	170,996	487.1	158.0	645.1	24%
平成36	726,552	129,078	41,681	170,759	485.4	156.7	642.1	24%
平成37	726,668	128,311	41,246	169,557	483.8	155.5	639.3	24%
平成38	726,528	127,876	40,910	168,786	482.2	154.3	636.5	24%

平成27年度の資源・ごみ量は4月～1月の実績を基とした見込値

資源・ごみ量の目標値

年度	人口（人）	資源・ごみ量（t/年）			1人1日あたりの量（g/人日）			リサイクル率
		収集ごみ量	資源量	発生量	収集ごみ量	資源量	発生量	
平成27	714,656	130,682	43,171	173,854	497	164	661	25%
平成28	716,875	129,200	43,800	173,000	491	166	657	25%
平成29	718,877	127,700	44,400	172,100	485	168	653	26%
平成30	720,711	126,200	45,000	171,200	479	170	649	26%
平成31	722,317	124,700	45,600	170,300	473	172	645	27%
平成32	723,642	123,200	46,200	169,400	467	174	641	27%
平成33	724,740	121,700	46,800	168,500	461	176	637	28%
平成34	725,593	120,200	47,400	167,600	455	178	633	28%
平成35	726,184	118,700	48,000	166,700	449	180	629	29%
平成36	726,552	117,200	48,600	165,800	443	182	625	29%
平成37	726,668	115,700	49,200	164,900	437	184	621	30%
平成38	726,528	114,500	49,800	164,300	432	188	620	30%

平成27年度の資源・ごみ量は4月～1月の実績を基とした見込値

3 用語集

【ア行】

一般廃棄物

ごみ、し尿、浄化槽汚泥など、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般廃棄物は、事業活動に伴って生じる事業系廃棄物と一般家庭の日常生活から生じる家庭系廃棄物に区分される。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持つガスのこと。人為的な温室効果ガスには、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、フロンガスなどがある。

【カ行】

拡大生産者責任

生産者の責任を製品の製造、使用、流通段階だけでなく、製品が廃棄されて処理・リサイクルされる段階まで拡大する考え方のこと。生産者の責任を製品使用後の処理やリサイクルされる段階まで拡大することにより、環境に配慮した製品の開発や製造を促すことができるといわれている。

環境基本計画

国や地方自治体の環境保全に関する長期的・基本的な取組を示す計画。国の環境基本計画は、環境基本法に基づき策定されている。

経済センサス

統計法に基づき、事業所および企業の経済活動の状態や、我が国における包括的な産業構造を明らかにすることを目的として実施される統計調査。

事業所・企業の基本的構造を明らかにする「経済センサス - 基礎調査」と事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする「経済センサス - 活動調査」の2つから構成され、それぞれ5年おきに実施される。

【サ行】

最終処分

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋め立てられ、これを最終処分という。

雑紙（ざつがみ）

リサイクルできる古紙の中で、新聞（折込チラシを含む）、雑誌、段ボール、飲料用紙パックのいずれの区分にも入らないものをいう。具体的には、投げ込みチラシ、パンフレット、コピー用紙、包装紙、紙袋、紙箱などがある。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法および政令で定める燃え殻、汚泥、廃油など 20 種類の廃棄物および輸入された廃棄物をいう。

事業用大規模建築物

事業に供するために建築されたもので、延床面積が 1,000 m²以上の建築物のこと。

循環型社会

有限な天然資源の採取を抑制し、効率的に利用するとともに循環させながら利用することによって、環境への負荷ができる限り低減される社会のことをいう。

循環型社会形成推進基本法

資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことを目的として、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本的な枠組みを定めた法律。平成 13 年 1 月施行。

焼却灰のセメント原料化

ごみの焼却灰を、セメントの粘土代替原料として用いることをいう。

食品リサイクル法

正式名称を「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といい、平成 13 年 5 月に施行された。生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務づけた法律。

食品ロス

食べられるのに捨てられてしまう食品をいう。製造過程で発生する規格外品、小売店での売れ残り、家庭での食べ残しや賞味期限切れによる廃棄などが該当する。

スラグ

焼却灰と飛灰を高温で熔融した後に、冷却して固化したものの。

生活排水

家庭から排出されるし尿・浄化槽汚泥と、洗濯や台所などの排水（生活雑排水）を総称して生活排水という。

粗大ごみ破碎処理施設

23 区内から排出される粗大ごみの処理を行っている施設。

【タ行】

中間処理

収集したごみを無害化、資源化、減量化、安定化するための処理全般をいう。具体的な中間処理方法としては、焼却処理、破碎選別処理、圧縮・減容処理などがある。

ディスポーザー汚泥

東京都下水道局に届出したディスポーザー排水処理システムから発生する汚泥で、一般廃棄物として清掃一組で受け入れている。

東京二十三区清掃一部事務組合

清掃工場等の中間処理施設の整備・管理・運営などについて、23 区が共同処理することを目的として、地方自治法第 284 条第 2 項の規定に基づき、平成 12 年 4 月に設立された組織。

【ナ行】

日本容器包装リサイクル協会

容器包装のリサイクルの義務がある特定事業者（容器包装の製造・利用事業者）に代わって再商品化（リサイクル）を実施する非営利の財団法人。

練馬区環境管理実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく区庁舎等区立施設の省エネルギー、省 CO2 などの取組計画。

練馬区環境清掃推進連絡会

町会・自治会を中心にまち美化・清掃・リサイクル活動を通じて地域での連帯を深め、区と協働して循環型社会づくりと地球環境の保全に寄与することを目的に組織された任意団体。

練馬区循環型社会推進会議

練馬区リサイクル推進条例第 21 条に基づき、リサイクルの推進、廃棄物の減量および処理に関する基本的事項を審議する区長の附属機関のこと。

【八行】

廃棄物管理責任者

廃棄物処理条例に基づき、その施設から発生する廃棄物の処理に関する業務が適正に行われるよう管理することを職責とする者のこと。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出抑制と処理の適正化、清潔保持による生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、昭和45年に「清掃法」を全面的に改めて制定され、昭和46年9月に施行された法律。「廃棄物処理法」、「廃掃法」とも略称される。

排出原単位調査

家庭や事業所から排出される資源・ごみについて、世帯人数や業種などの属性ごとに分析し、1人1日あたりの排出量、事業所あたりの排出量を調査すること。

排出実態調査

可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチックの組成割合を把握し、資源化可能物の割合や正しく分別しているごみの割合を分析する調査のこと。

灰溶融施設

可燃ごみを焼却したときにできる灰をスラグにする施設。スラグは土木資材などとして有効利用している。

ビルピット汚泥

汚水、雑排水、地下水、雨水、厨房排水などを下水道放流するまでの間、一時貯蓄するためにビルの地下部分に設置した排水槽から発生する汚泥のこと。

不燃ごみ処理センター

23区内から排出される不燃ごみの中間処理を行っている施設。

プラスチック製容器包装

プラスチックでできた容器包装で、中身商品を消費した後不要になるものをいいます。容器であってもそれ自体が商品であるバケツや保存容器、中身が商品ではないクリーニングに出した衣服の袋などは含みません。

プラスチック製容器包装にはプラマークがついています。

分別協力率

集積所に出された資源・ごみの総量のうち、正しい収集日に正しく分別され出された量の割合。

【マ行】

未利用資源

資源化の可能性があるものの、現時点ではごみとして処分されてしまっている、ごみの中の資源物のこと。

【ヤ行】

容器包装

商品を入れていたり包んでいたたりした「もの」で、商品が消費されたり分離された場合に、不要となる容器や包装物のこと。容器包装には、びん・缶・段ボール・紙製・プラスチック製・ペットボトルがある。

容器包装リサイクル法

容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律のこと。容器包装廃棄物の減量を図るために、容器包装廃棄物のリサイクルに関する消費者・自治体・事業者のそれぞれの役割を定めたもの。

【英数字】

3 R（スリーアール）

循環社会形成推進基本法に示されている廃棄物・リサイクル対策の優先順位で、第一に廃棄物の発生抑制（Reduce；リデュース） 第二に使用済製品、部品の再使用（Reuse；リユース） 第三に回収されたものを原材料として利用する（Recycle；リサイクル）とされている。なお、リサイクルよりも優先される「リデュース」と「リユース」を2 R（ツーアール）と略称する。